

# 小金井市子どもオンブズパーソン 令和5(2023)年度活動報告書



小金井市子どもオンブズパーソン相談室

# 目 次

## はじめに

### I 小金井市子どもオンブズパーソンの概要

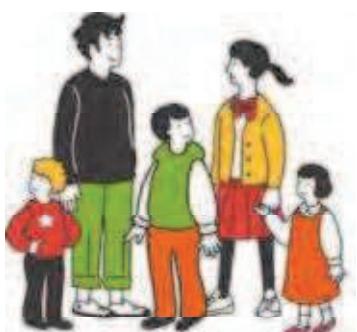
1 小金井市子どもの権利に関する条例	2
2 小金井市子どもオンブズパーソン	3
3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室	7
4 小金井市の概要	12

### II 令和5年度の活動内容

1 広報啓発の状況	14
2 子どもの権利学習について	21
3 相談活動の状況	25
4 申し立ての状況	31
5 事例紹介	32
6 令和5年度相談活動のまとめ	38
おわりに	40

## 巻末資料

小金井市子どもの権利に関する条例	42
小金井市子どもオンブズパーソン設置条例	45
小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則	48



# はじめに

小金井市では、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、令和4（2022）年2月に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」を制定し、小金井市子どもオンブズパーソンを開設しました。子どもオンブズパーソンは、子どもたちを取り巻く複雑な問題（いじめ・体罰・差別・不登校・虐待など）に悩む一人ひとりの子どもの「困った」を受けとめ、子どもの権利の侵害からの救済に取り組む機関です。子どもオンブズパーソンの特徴としては、下記のようなことが挙げられます。

## ～子どもオンブズパーソン（子どもの権利救済機関）の特徴～

- ・あらゆる子どもの権利侵害に関する相談・救済機関であること。
- ・子どもの最善の利益を第一に考慮し、子ども主体の解決を目指すこと。
- ・子どもに寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくことを活動の基本としていること。
- ・関係調整や調査をする機能※を有し、それでもなお権利侵害が続く場合は勧告等を行うことができるること。
- ・子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- ・活動によって、子どもの権利が実現されるまちづくりを目指していること。

※条例により、職務の独立性と権限を規定

こうした子どもオンブズパーソンの特徴は、国連・子どもの権利条約の理念に基づいています。子どもの権利条約には4つの一般原則（「生命への権利、生存、発達の確保」「子どもの最善の利益の第一次的考慮」「子どもの意見の尊重＝意見を聴いてもらい、真剣に受け止めもらう権利」「いかなる差別の禁止」）が示されています。これらは、すべての子どもの権利を実現するための中心となるものです。

4つの一般原則に沿って、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるためのオンブズパーソンの活動について、ユニセフの「ツールキットと子どもの権利のアプローチのプレゼンテーション」（Presentation of the Tool Kit and Child Rights Approach, 2018）をもとに考察していくと、次のような条件が必要になってきます。

第1に、子どもが自ら発達する可能性を持っていることを前提に、最大限の可能性を実現できるような支援と環境が必要です。

第2に、子どもの最善の利益のため、子どものホリスティック（総合的）な身体的、心理的、倫理的、精神的な完全性を確保し、子どもの尊厳を促進することを目的とした子どもの権利に基づくアプローチ開発を目指していくことが必要です。

第3に、子どもは、個人としても集団としても、自分自身に影響を及ぼす事柄において、自分の意見を表明し、年齢と成熟度に応じてその意見が正当に考慮される権利があります。子どもが権利保有者として権利を主張する能力を育成すること、子どもの発達する能力が子ども期に認められ尊重されること、および子どもの能力が発達するにつれて自分の決定と行動に対する責任のレベルが増す権利の重要性を強調することが必要です。

第4に、あらゆる形態の差別に対処することに重点を置かなければなりません。そのためには、すべての子どもたちに活動が届くようにする必要があります。

小金井市子どもオンブズパーソンの相談・救済活動にあたっては、開設以来 2 つのことの大切にしてきました。

- ◆ 子どもは自分に関わる問題を解決していくための主体であるということ
- ◆ 子どもの「意見を表明する権利」を尊重し、子ども自身が本来持っている力を引き出すことに尽力しつつ、子どもにとって一番良い方法は何なのかと一緒に考えていくこと

子どもは困ったときの複雑な心境(しんどい、いらだつ、もやもや、逃げ出したい、納得いかない、誰かに理解してほしい、誰にも言えない、自分で解決しなきや...)をうまく表現できるとは限りません。おとなから「悩んだときは相談してね」と言わされたとしても、「相談って何をすればいいの?」「相談したらどうなるの?」「誰に相談すればいいの?」「相談は弱い人のすること?」「緊張するしこわい」「忙しくて相談する時間がない」など相談するということを決めるのは容易ではないです。おとなに相談するハードル(自分が悪いって怒られたらイヤだな、親にも先生にも友達にもばれたくない、相談室に入っていくところをみられたくないな...)もあります。

そのため、子どもオンブズパーソン相談室は「子どもの権利条約の理念に基づいて活動している」「安心して相談できる場である」「子どもとともに解決策を考えていく」ことについて、子どもをはじめ親、関係機関の教職員、住民に知ってもらうための周知・広報活動が必要です。さらには、子どもの権利について学べるような普及啓発活動も求められています。

令和 5 (2023) 年度は、5 月に子どもの権利について学ぶことができる子ども向けサイトを起ち上げました。東京都小金井市公式動画チャンネルには、「3 分でわかる! 子どもの権利@小金井」という動画を、職場体験に来てくれた中学生と一緒に作成し、同サイトから視聴できるようになりました。

9 月からは、すべての市立学校に訪問し、小学校 6 年生対象に子どもの権利学習を行いました。子どもたちと対話しながら子どもの権利について考える経験は貴重で、小金井市子どもの権利に関する条例やオンブズパーソン相談室を知ってもらう機会にもなりました。

2 月には、小金井市で開催された「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウムの「子どもの相談・救済」分科会にて、「子どもオンブズパーソン相談室の開設と運営 —子どもの権利を実現する文化および社会をつくるために—」というテーマで報告し、市民をはじめ全国の方々に子どもオンブズパーソンの活動を知っていただく機会となりました。

この間、子どもオンブズパーソン、相談・調査専門員、事務局が、オンブズパーソン制度の理念を共有し、相談・救済活動、子どもの権利の普及啓発活動を行い、ここに、令和 5 (2023) 年度活動報告書を発行することができました。ふり返る中で見えてきた、成果と課題を踏まえつつ、次年度の活動に繋げていく所存です。

小金井市代表子どもオンブズパーソン  
半田 勝久



# I

## 小金井市子どもオンブズパーソンの概要

---

- 1 小金井市子どもの権利に関する条例
- 2 小金井市子どもオンブズパーソン
- 3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室
- 4 小金井市の概要

## I-1 小金井市子どもの権利に関する条例

「小金井市子どもの権利に関する条例」は、平成21（2009）年3月の市議会定例会で可決され、平成21（2009）年3月12日から施行されました。

この条例の基となった「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」は、平成元（1989）年の第44回国連総会において採択され、平成2（1990）年に発効しました。日本は、平成6（1994）年に批准しています。

小金井市では、平成13（2001）年の「小金井市長期総合計画、第3次基本構想前期基本計画」及び「のびゆくこどもプラン 小金井」に、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の理念に基づく、子ども自身が十分尊重される地域社会の土台作りとしての子どもの権利条例制定の検討を記述しました。

その後、平成15（2003）年9月4日に小金井市子どもの権利条例策定委員会に対し、「（仮称）子どもの権利に関する条例策定」について諮問し、平成18（2006）年3月30日に答申を受け、この条例の制定に至りました。

策定の経過では、市内保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校生世代の保護者と子どもたちへのアンケートや、市民会議・子ども会議の開催、パブリックコメント等を実施しました。

### 子どもの願い（前文）

- ・子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。
- ・子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。
- ・子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。

### 大切な5つの権利

#### 安心して生きる権利

- ・命が守られ、大切にされること
- ・病気になったら病院などでみてももらえること
- ・いじめられたり、乱暴されたりしたら助けてもらえること

#### ゆたかに育つ権利

- ・学ぶこと
- ・遊ぶこと
- ・スポーツを楽しむこと
- ・自然に親しむこと

#### 意見を表明する権利

- ・自分の考え方や意見が大切にされること

#### 自分らしく生きる権利

- ・自分らしさが大切にされること
- ・自分の秘密が守られること
- ・心と体を休ませる時間を持てるこ

#### 支援を受ける権利

- ・つらいとき、困ったときに周りの人たちに助けてもらえること



#### 地域の役割

みんなで子どもの権利をまもります。  
子どもが安心して成長できるように育てます。



### おとのの役割

#### 家庭の役割

子どものことを第一に考えて育てます。

子どもが安心して成長できるように育てます。



#### 子どもの 大切な権利

自分の力で育ったり、学んだりできるように助けます。  
事故などが起きないように、安心と安全を守ります。



#### 市の役割

子どもの権利が守られるまちをつくっていきます。  
子どもの意見が活かされるようにします。  
子どものために、市の仕組みを整えます。

## I-2 小金井市子どもオンブズパーソン

### 1 経緯

小金井市では、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を願って、「小金井市子どもの権利に関する条例」を制定しました。その後、国においても児童福祉法が児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の理念を踏まえた形で改正するなど、子どもを権利主体とする子どもの権利保障の動きがある中、条例制定から10年経過したことを契機に子どもの悩みに関する実態を市内小学校4年生から中学校3年生の全校児童生徒にアンケート調査した結果、半数の子どもは悩みがある時だれかに相談できている一方、8人に1人が相談したいけどできないと感じていたり、4割の子どもは嫌なことがあったと記憶していて、その内の3割は嫌なことがあった場合に我慢すると回答しています。また、子どもが相談するのは家族や友達が多く、既存の相談機関は子どもにとって気軽に相談できる場ではないことや、学校と家庭以外に知り合いがない子どもが3人に1人いるという地域の希薄化が伺える調査結果も判明しました。（青少年問題協議会子どもアンケート（2019年10月実施））

のことから、相談先に挙がっていた家族や友人など身近な人からの権利侵害については、相談しづらい状況があると分析し、子どもが相談してもいいんだと思え、ワンストップで困りごとに寄り添った対応のできる機関が必要と考え、小金井市子ども・子育て会議内に子どもの権利部会を設置し、検討を開始。下記のような経過を経て、令和4（2022）年4月に市長が子どもオンブズパーソンを2名委嘱、9月から相談室を開設し、相談等の活動を開始しました。

年 月	内 容
2009（H21）年 3月	「小金井市子どもの権利に関する条例」制定
2018（H30）年 12月	平成30年第4回市議会定例会にて30陳情第37号「子どもの最善の利益を保証する「子どもオンブズパーソン」の設置を求める陳情書」が採択
2019（R1）年 10月	市立小学校4年生から中学校3年生約4,800人を対象に「子どもの悩みや考えの実態」に関するアンケートを実施
2020（R2）年 3月	「のびゆくこどもプラン 小金井」を子どもの権利条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画と位置付け、「小金井市子どもオンブズパーソン」の設置、早期発見と早期対応による相談・救済体制の充実に向け、子ども・子育て会議に子どもの権利部会を設置し、小金井市における子どもの権利救済機関の設置に向けた検討を開始
2021（R3）年 5月	「（仮称）子どもオンブズパーソンの基本的な考え方（案）」についてパブリックコメントを実施（17人、延べ意見60件） キッズカーニバルにて「子どもの権利救済機関設置に向けた説明会」及び子どもの意見聴取（WEBアンケート）を実施
同年 12月	令和3年第4回市議会定例会に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」を上程
2022（R4）年 2月	子どもの権利に関する条例に基づいた「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」が市議会で全会一致可決

## 2 制度

小金井市子どもの権利に関する条例第16条の規定に基づいた、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済の仕組みとして、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例及び小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則では、下記のとおり定めています。

### (1) 設置目的（第1条・子どもの権利に関する条例第16条）

子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくる。

### (2) 職務内容（第3条）

- ・子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- ・子どもの権利の侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うこと。
- ・子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- ・前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

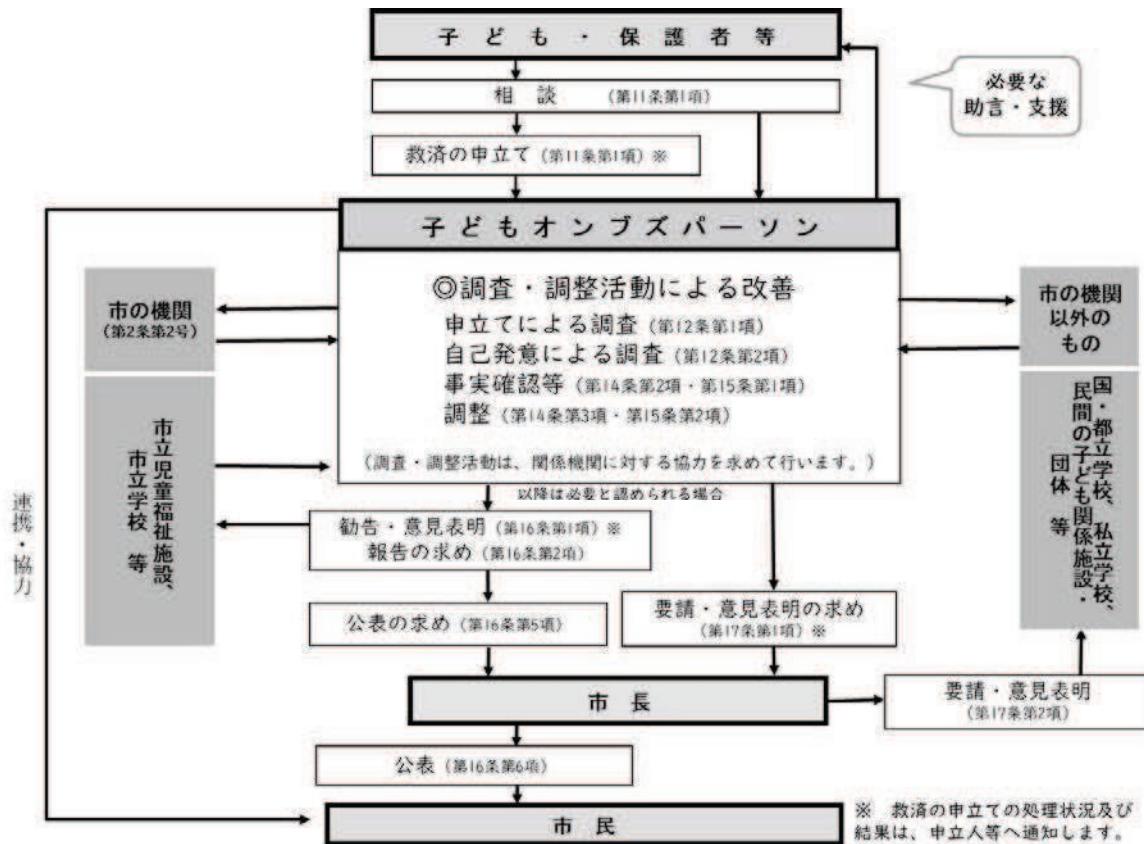
### (3) 子どもオンブズパーソンの責務（第8条）

- ・職務を行うに当たっては、子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。
- ・子どもの権利の侵害の早期発見及び予防に努めなければならない。
- ・専門性のある立場から公正に職務を遂行しなければならない。
- ・関係する市の機関等と連携し、及び協力し、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- ・子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならぬ。
- ・その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- ・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (4) 子どもオンブズパーソンへの協力（第9条・第10条）

- ・市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。
- ・何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(5) 権利侵害に関する相談・救済の仕組み（第11条から第17条）



(6) 子どもオンブズパーソン会議（規則第3条）

- ・機関運営や広報啓発に関することや個別ケースへの対応方針について、全体で合議が必要な協議・検討を行うため開催

令和5年度開催回数 (単位：回)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
回数	2	2	3	1	1	2	2	2	2	1	2	2	22

### 3 体制

(1) 子どもオンブズパーソン 2人

- ・人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱（任期3年、3人以内）
- ・それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行う

※令和6年3月31日現在

氏名	所属等
半田 勝久（代表子どもオンブズパーソン）	日本体育大学体育学部准教授（教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学）
村井 朗子	弁護士（弁護士会多摩支部子どもの権利委員会、多文化共生プロジェクトチーム所属）

(2) 相談・調査専門員 3人

- ・子どもオンブズパーソンの職務の遂行を補助し、相談室における相談・調査対応、子どもの権利についての普及啓発等を行う。
- ・児童福祉（社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等）、教育（教員免許）または、心理（臨床心理士、公認心理師）等の資格を有し、子どもに関する相談や指導等の経験が2年以上ある者

(3) 事務局 1人

- ・子どもオンブズパーソンの活動支援、市組織との連携・調整等を行う

(4) 主な活動場所

名称：小金井市子どもオンブズパーソン相談室

開室時間：平日 13:00～19:00

土曜 10:00～16:00（木・日・祝・年末年始を除く）

所在地：小金井市中町 3-9-10 Costa4 階

（JR中央線 武蔵小金井駅南口から徒歩7分）

電話：0120-770-977（子ども専用フリーダイヤル）

042-388-4370（おとな用）

メールフォーム：<https://logoform.jp/f/WkPUM>



## I-3 小金井市子どもオンブズパーソン相談室

### 1 対象

18歳未満の子ども（市内在住、在学、在勤）の子どもの権利侵害に関する事項（ただし、在学・在勤については当該事案が市内で起こったもの。また、高等学校等18歳未満の子どもと同様の施設に在籍している20歳未満の者も対象）

### 2 相談方法



### 3 相談の流れ



## 4 市民・関係機関向け子どもオンブズパーソン紹介(逐条解説)

2407版

# 【子どもオンブズパーソン】 開設・運用にあたって

このたび小金井市では、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、「子どもオンブズパーソン」を開設しました。「子どもの権利」を尊重した地域づくりに向けて、みなさまからのご理解、ご協力をお願いいたします。

## 「子どもの権利」を尊重した地域づくりとは？

- ◆小金井市では、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、2022年2月に「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」を制定しました。
- ◆「子どもオンブズパーソン」とは、子どもたちを取り巻く複雑な問題(いじめ・体罰・差別・不登校・虐待など)に悩む一人ひとりの子どもの「困った」を受けとめ、子どもの権利の侵害からの救済に取り組む機関です。
- ◆子どもは今を幸せに生きる権利があります。子ども時代の「今」を自分らしくひとりの人間として、生き生きと安心して暮らせるための権利が等しく保障されなければなりません。そのため私たちおとなは、健やかに成長できる環境をつくっていく必要があります。
- ◆子どもオンブズパーソンは、子どもがのびのびと育つまち小金井を実現するために、子どもの気持ちを第一に考えた相談支援を展開し、子どもの権利が尊重されるまちづくりを目指しています。

子どもにやさしいまちづくりを目指すため、  
みなさまのお力を貸してください！

### 小金井市子どもオンブズパーソン設置の経緯

2009年3月 「小金井市子どもの権利に関する条例」制定。  
2020年3月 「のびゆくこどもプラン小金井」を子どもの権利条例の理念を実現するための子どもの権利に関する推進計画と位置付け、「小金井市子どもオンブズパーソン」の設置、早期発見と早期対応による相談・救済体制を充実に向け、小金井市における子どもの権利救済機関の設置に向けた検討を開始。  
2022年2月 子どもの権利に関する条例に基づいた「小金井市子どもオンブズパーソン設置条例」が議会で可決。  
同年9月1日 子どもオンブズパーソン相談室開設。(中町3-9-10 Costa4階)

問い合わせ先:小金井市児童青少年課(☎042-387-9847)

# 1

## みんなで守ろう「子どもの権利」

子どもは誰もが、今を幸せに生きる権利を持っています。子ども一人ひとりが生き生きと自分らしく安心して成長・発達していくために、子どもの権利はとても大切なものです。2009年に制定した「小金井市子どもの権利に関する条例」では、子どもの権利を5つ定めています。

### 1. 安心して生きる権利

命が守られること、いじめ、差別、暴力を受けないこと、適切な医療が受けられること、愛情と理解をもって大切に育てられること、成長にふさわしい環境で生活できる権利などを指します。

### 2. 自分らしく生きる権利

個性や他者との違いが尊重され、プライバシーが守られ、安心できる場所で自分を休ませる時間を持つ、自分の気持ちや思っていることが大切にされ、いろいろな方法で表す権利などを指します。

### 3. ゆたかに育つ権利

学ぶこと、遊ぶこと、文化、芸術、スポーツに親しみこと、仲間をつくること、自然に親しむことなどを通じて自分をゆたかにしながら、生きる力を十分に發揮して成長できる権利などを指します。

### 4. 意見を表明する権利

自分の考えや意見を十分に表すことができる機会が大切にされ、表明された考え方や意見が年齢や成長にふさわしい形で尊重される権利などを指します。

### 5. 支援を受ける権利

困ったり、つらい気持ちになったとき、誰かに迷惑をかけてしまったときに、市や周りの人たちから適切な支援を受けることができる権利を指します。



# 2

## 子どもオンブズパーソン (子どもの権利救済機関) の重要性

◆子どもの権利侵害は、子どもを取り巻く環境において、どんな場所・時でも起こる可能性があるということを、私たちおとなが常に意識することが大切です。

子どもが、「辛い」「苦しい」と思うことがあれば SOS を発信できるまちをつくっていくことが重要になります。

子どもオンブズパーソンでは、子どもたちの悩み・苦しみを受け止め、一緒に解決方法を探すことによって、子どもたちの「困った」を取り除くことを目指します。

### ～子どもオンブズパーソン(子どもの権利救済機関)の特徴～

- ・ あらゆる子どもの権利侵害に関する相談・救済機関であること。
- ・ 子どもの最善の利益を第一に考慮し、子ども主体の解決を目指すこと。
- ・ 子どもに寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくことを活動の基本としていること。
- ・ 関係調整や調査をする機能※を有し、それでもなお権利侵害が続く場合は勧告等を行うことができること。
- ・ 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- ・ 活動によって、子どもの権利が実現されるまちづくりを目指していること。

※条例により、職務の独立性と権限を規定

### ③

子どもの権利の専門家

## 子どもオンブズパーソンの仕事



相談に対する  
助言・支援

申立て等に基づく  
救済活動

子どもの権利の  
普及啓発

子どもの権利を実現する文化及び社会づくり

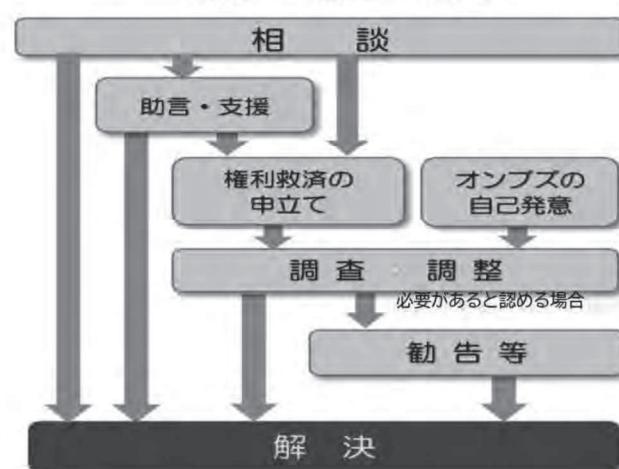
### 大切にしていること

- ◆子どもは自分に関わる問題を解決していくための主体であるということ
- ◆子どもの「意見を表明する権利」を尊重し、子ども自身が本来持っている力を引き出すことに尽力しつつ、子どもにとって一番良い方法は何なのかと一緒に考えていくこと

◆オンブズパーソンは、子どもから相談を受けた場合には必要な助言や支援を行い、子どもの意見を尊重しながら、その子どもにとって一番良い解決方法を一緒に考えます。

申立てに至らない相談支援の段階でも、子どもの希望に応じて、子どもオンブズパーソンが関係者・関係機関等に対して、相談者の子どもの気持ちを代弁するなど、相談者の立場への理解を深め、問題解決を目指すための対応も行います。

### - 相談・救済の流れ -



## 4

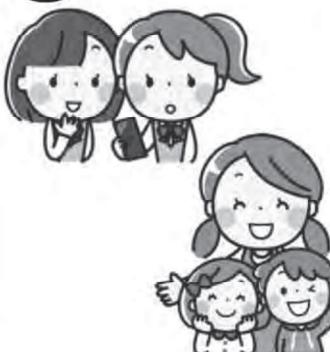
### オンブズパーソンのサポート役 「相談・調査専門員」

◆相談・調査専門員は、日常的な相談業務を担い、子どもたちからの「困った」を最初に受け止める専門職です。専門的知見を活かし、子どもの権利の侵害に関する支援・救済のスタートから、オンブズパーソンとともに対応していきます。



## 5

### 本人の能力を引き出す相談支援



◆子どもが成長する過程においては人間関係などの問題がたくさん起きることでしょう。自分で解決策を見つけたり、行動したりする経験は、次に同じような問題に直面した際に大きな糧となり、子ども自身の生きる力の増強にもつながります。オンブズパーソンは、相談や支援の過程において、常に子ども自身のエンパワーメントとそのための周囲への働きかけを心がけていきます。そうした活動を積み重ねることで、子どもが安心して健やかに育つことができる環境づくりを目指します。

## みなさんのご協力で、子どもにやさしいまちに！

子どもオンブズパーソンは、子ども一人ひとりの人権や個性が尊重され、健やかに成長することができる文化・社会をつくる一翼を担いますが、そのためには、市民のみなさまのご協力が欠かせません。

“協力”と聞くと、何かしなければならないのでは？と身構えてしまうかもしれません。でも実際は、どんな小さなことでもいいのです。まずは、子どもの権利って何、子どもオンブズパーソンってどんな機関、ということを知っていただくことも大切な“協力”なのです。

皆さん一人ひとりが、「子どもたちのために協力できること」を意識していただければ、相互作用し、小金井市全体の子どもの権利を支えるものに変わっていきます。少しづつの積み重ねが、子どもの権利が尊重され、いかされるまちづくりにつながっていきます。

子どもにやさしいまちは、市民みんなにとってもやさしいまちです。一緒に子どもの権利を尊重した、人にやさしいまちづくりを目指していきましょう！

## I-4 小金井市の概要

### 1 基礎情報（令和5（2023）年4月1日現在）

自治体名	東京都小金井市
位置・地勢	<p>面積：11.30 km<sup>2</sup>（東西、南北約4km）</p> <p>特徴：東京都のほぼ中央（都心から約25km）にあり、小金井公園や武蔵野公園、国分寺崖線など、緑や水が豊かな、自然の残る環境がある。また、東京学芸大学、東京農工大学、法政大学などの教育機関や、国の研究機関などが設置され、文教都市としての性格が強い住宅都市である。</p>
人口、世帯数	124,713人、62,874世帯（令和5年4月1日現在）
18歳未満人口	18,492人
保育園・幼稚園	<p>認可保育園 市立5園、私立39園</p> <p>幼稚園 私立6園、国立1園 認定こども園1園</p>
小学校	市立9校、国立1校
中学校	市立5校、国立1校、私立3校
特別支援学校	都立1校（小学部・中学部）
高校	全日制：都立2校、私立3校、定時制：都立1校



© Studio Ghibli

市イメージキャラクター「こきんちゃん」

## II

### 令和5年度活動内容

---

- 1 広報啓発の状況
- 2 子どもの権利学習について
- 3 相談活動の状況
- 4 申し立ての状況
- 5 事例紹介
- 6 令和5年度相談活動のまとめ

## II-1 広報啓発の状況

### 1 動画・サイトの公開

子どもの日（令和5年5月5日）に合わせ、子どもが自らのタイミングで子どもの権利について学べるサイトおよび動画を公開しました。

【子ども向けサイト「小金井市×子どもの権利】



【小金井市公式Youtube動画「3分でわかる！子どもの権利@小金井】

動画の製作にあたって、職場体験に来た中学生と一緒に内容を考えました。

職員だけで  
作成企画

子どもの権利のこと  
分かりやすく伝えたい

中学生職場体験で  
のストーリー作成

完成！！

動画がわかり  
やすそうか  
子どもに聞くと…

長いと見ない！  
もっと短く  
権利って盾みたいな自分を守ってくれるイメージ

条例がある「小金井市ってスゴイ！」って  
入れた方がいい！

わかりやすく短いので、ぜひ  
ご覧ください。親しみも  
わいてくると思います！



当初はテーマごとに  
5分ずつの  
3本の動画を企画

「そんな動画は  
見ない」と一蹴

構成をイチから見直し  
して一緒に検討して  
もらうことに

音声については小  
学生から意見をも  
らいました

完成した  
動画が  
コチラ！



## 2 関係機関等への周知・広報の状況

制度や相談室の案内、活動の状況などについて、以下の方法でお知らせしました。

### 【市長への報告】

令和4年度活動報告書を発行し、令和5年8月29日に、子どもオンブズパーソン設置条例第18条の規定に基づき、理事者（市長・副市長・教育長）に対し、活動内容について報告しました。



### 【連絡会等】

小中学校校長会（3回）、青少年健全育成6地区連合会、子どもの居場所推進連絡会・子ども食堂推進連絡会、子どもの権利に関する条例検討部会、民生委員総会、民営児童委員協議会、子ども・子育て会議、スクールカウンセラー連絡会、要保護児童対策地域協議会代表者会議、青少年問題協議会、児童館職員定例打合せ会、学童保育所事務打ち合わせ会

### 【プレスリリース】

子ども向けサイト「小金井市×子どもの権利」及び動画「3分でわかる！子どもの権利@小金井」の公開について（令和5年5月1日）

### 【その他】

子育て情報冊子「のびのび小金井っ子」、子育て情報サイト「のびのびーの！」（運営：小金井市子育て・子育ち支援ネットワーク協議会）、市報（令和5年9月15日号）、ホームページ、X（旧 Twitter）で広報するとともに、子ども家庭支援センター意見交換会や各種会議体への研修、J:COM・朝日新聞社・読売新聞社・NHK・KOKOぶらねっと・市民運動新聞社等取材対応を行いました。また、市立小金井第一小学校へ訪問し、あいさつ及び意見交換を行いました。

## 3 子どもに対する周知・広報の状況

### 【機関紙】

機関の周知とともに子どもへ活動内容を報告するため、子どもオンブズパーソン通信03号（9月）、04号（2月）を発行、公立私立全学校児童・生徒へ配布しました。（各16,000部）



### 【学校での活動】※子どもの権利学習については別掲（P23）

日程	活動等	対象
5月18日	子どもの権利サイト開設チラシ及び啓発カードの配布（16,000部）	国立・公立・市立小学校～高等学校
7月7日	いじめ予防授業	本町小学校5年生
9月6日	いじめ予防授業	緑小学校5年生
2月22日	総合「働くこと生きること」	南小学校6年生

隨時	ポスター掲示	国立・公立・市立小学校 ～高等学校
隨時	オンブズBOX設置	市立中学校
随时	学校だより等への掲載（学校による広報）	小金井第二小学校、東小学校、本町小学校他



### 【その他】

学校依頼による中学生の職場体験のほか、夏休み自由研究として本人から希望のあった小学生の職場体験を受入れました。

日程	学校名	備考
7月6日	市立小金井第二中学校	3人
8月11日	市立小金井第一小学校	1人
10月31日	市立小金井第二中学校	2人
11月28日	市立南中学校	3人
1月18日	市立緑中学校	3人
1月25日	市立小金井第一中学校	2人

※ 小学生の職場体験は保護者からの同意を得て実施しています。

### 3 子どもの権利セミナー&子どもオンブズパーソン令和4年度活動報告会の実施

日時：令和5年9月23日（土・祝）14：00～16：30

場所：小金井 宮地楽器ホール小ホール

参加者：47人（うち子ども1人）

内容：第1部 子どもの権利セミナー

「子どもの権利を知るということー

小金井市子どもの権利に関する条例と

関わってー」

講師：野村武司氏（東京経済大学教授・

弁護士・中野区子どもオンブズマン）



第2部 子どもオンブズパーソン  
令和4年度活動報告会  
出演者：半田勝久、村井朗子  
(子どもオンブズパーソン)



#### 4 その他のイベントへの出展

(1) キッズカーニバルKOGANE I 2023

日程：令和5年6月10日（土）・11日（日）

場所：小金井 宮地楽器ホール マルチパースペース

内容：ブース出展及び

クイズ「オンブズからの挑戦状～子どもの権利の謎を解け～」

参加者数：383人



(2) 小金井なかよし市民まつり

日程：令和5年10月14日（土）・15日（日）

場所：小金井公園

内容：ブース出展及びクイズ「オンブズからの挑戦状～子どもの権利の謎を解け～」

参加者数：290人

(3) 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2023小金井

日程：令和6年2月11日（日）

場所：小金井 宮地楽器ホール 小ホール

内容：第一分科会における報告

#### 4 研修・視察等

(1) 観察等

(仮称) 中学生サミット準備会

私たちの街の小金井（しょうがねえ）を変えちゃう人の会  
みんなの公園会議

(2) 観察等の受け入れ

武蔵野市子ども子育て支援課

東京都子供政策連携室

愛知県大府市議会厚生文教委員会

日本社会事業大学学生

東洋大学教員

(2) 研修等への講師派遣（おとな向け）

日程	名称	備考
6月1日	市立学童保育所職員研修	事務局
6月28日	緑小学校いじめ予防教員研修	オンブズパーソン
2月16日	青少年健全育成6地区連合会管内研修	事務局

(3) 研修

年月	研修名
5月31日	児童館職員研修「こども基本法を学ぶ～子どもの意見表明・参加の権利の視点から今後、子どもとどう向き合っていくのか」
6月14日	内部研修「こども基本法」
6月30日	児童館職員研修「子ども家庭支援センターとの連携－虐待通告を中心にー」
7月2日	子どもの人権講座「子ども・若者の声にできないSOS～なぜ子どもの自殺が多いのか～」
7月19日	きらり支援者研修「小金井特別支援学校における理解推進授業の取組」
7月26日	令和4年度せたホッと活動報告会
7月27日	東京ウィメンズプラザ職務関係者研修（第3回）「配偶者暴力（DV）と子ども～「面前DV」という虐待が及ぼす影響～」
8月3日	東京ウィメンズプラザ「性暴力被害者支援のための研修」
8月9日	認知症サポートー養成講座
8月23日	東京都ヤングケアラー支援に係る関係機関合同研修
11月8日	職員課研修「接遇研修」
11月10日	内部研修「障害の基礎知識－発達障害を中心にー」
2月10日 11日	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2023小金井
2月12日	子どもの相談・救済に関する全国関係者会議
2月26日	南小道徳授業地区公開講座「現代の子どもの関わり方について」（大熊雅士小金井市教育長）
3月21日	要保護児童対策地域協議会研修会「問題解決型アプローチ」

**子どもオンブズパーソン 相談の流れ**

つらい・悲しい気持ちになったり、困ったら…

たとえば、学校で…  
「誰に、ともだちに排斥された…」  
でも、どうして？ 理由が分からな…

たとえば、家で…  
手伝いが多くて自分の時間がない…  
家族に気持ちを分けてもらえない…

ひとりで悩まずに、相談してね！

電話、会って相談、メールや手紙で、あなたの気持ちや考え方をさせさせてね。

安心してね！

どんなことでもいいよ  
秘密は、だれにも言わないよ  
お金はかかるないよ  
名前は言わなくてもいいよ

解決する方法をいっしょに考えよう！

あなたの気持ちをききながら、解…  
あなたが一番いい方法を…  
いっしょに考えるよ！

かいけつ 解決！

「困った」が「もう大丈夫」になるまで。  
あなたの気持ちを大事にするよ

気軽に相談してね！

会って・電話で  
フリーダイヤル（子ども専用）  
**0120-770-977**  
おとな専用 **042-388-4370**

メールで  
専用入力  
フォームから  
相談できるよ

手紙で  
〒184-0012  
小金井市中町3-9-10 Costa 4階  
子どもオンブズパーソン事務局

どんなことでもいいよ  
秘密を守るよ  
お金はかかるないよ

発行：小金井市子ども家庭部児童青少年課

子どもの権利を実現する  
こ が ね い し 小金井市

03号 2023.09

子ども  
オンブズパーソン  
通信

子ども向けサイト OPEN!

もう見ててくれたかな？ 子ども向けホームページが完成したよ！

みんなで「子どもの権利に関する条例」と「子どもオンブズパーソン」についていっしょに考えよう！

子どもたちの権利を動画で見る  
子どもたちの権利ってなんだろう？

小金井市子どもオンブズパーソン相談室  
〒184-0012  
小金井市中町3-9-10 Costa 4階

QRコード  
小金井市子どもオンブズパーソンホームページ

**2023 前半は こんな活動でスタート！**

**1 児童館に遊びに行きました！**  
Twitter（現X）でお知らせをして、カードゲームなどしました♪  
みんなが、オンブズパーソンのことを知ってくれていて嬉しかったです！

**2 オンブズBOX設置完了！！**  
「オブズって何？どんな相談ができるの？」  
みんなの素朴な疑問に半田・井村オブズが答えました！

**3 小金井市子どもオンブズパーソン 講演会を開催！**

**4 全市立中学校に、オブズBOX設置完了！！**  
校内の廊下などに置かせてもらっているので、見付けてください。箱の横に相談用紙をぶら下げています。困ったことを書いて入れておいてね。週1回、回収を行っています。

**5 キッズカーニバルKOGANEI 2023にブース登場！！**  
クイズ「オブズからの挑戦状！」に、2日間で約400人の方が参加してくれました♪

**6 Coming soon!!** 2学期、3学期のどこかで、全市立小学校6年生対象に、子どもの権利に関する授業を実施予定です!! みなさんに会えるのを楽しみにしています!

**7 おすすめ 専門員のあそび！**  
「宝探し鬼ごっこ」を知っていますか？広い公園やキャンプ場で、鬼が宝（ゴムボール等）を隠し、鬼ごっこをしながら探すゲーム。始まりにして、見つけた人が貰うなど、いろいろアレンジができますよ。

**8 開設1周年 相談室に来てくれた 子どもたちのこえ！**

キレイ、最高！  
おしゃべり気持ちが吐き出せる  
お友だちを連れてきたい！  
メールで相談出来るのも嬉しい！  
相談しやすい！

**子どもオンブズパーソン 相談の流れ**

つらい・悲しい気持ちになったり、困ったら…

たとえば、学校で…  
常に、ともだちに無視された…  
でも、どうして？ 理由が分からな…

たとえば、家で…  
手伝いが多くて自分の時間がない…  
家族に気持ちを分かってもらえない…

ひとりで悩まずに、相談してね！

電話、会って相談、メールや手紙で、あなたの気持ちや考え方をかかせてね。

安心してね！

どんなことでもいいよ  
秘密は、だれにも言わないよ  
お金はかかるないよ  
名前は言わなくていいよ

解決する方法をいっしょに考えよう！

あなたの気持ちをききながら、解説するために必要なことを調べるね。  
必要なことがあるときは、一緒に方法を  
いっしょに考えるよ！

関係の人や親間に協力をお願いするよ。

**解決！** 「困った」が「もう大丈夫」になるまで、あなたの気持ちを大事にするよ

**気軽に相談してね！**

会って・電話で  
フリーダイヤル（子ども専用）  
**0120-770-977**  
おとな専用  
**042-388-4370**  
(電話できる曜日・時間) (木曜・日曜・祝日・年末年始はお休み)  
月・火・水・金 午後1時～午後7時 土 午前10時～午後4時

メールで  
専用入力 フォームから相談できるよ  
手紙で  
〒184-0012 小金井市中町3-9-10 Costa 4階  
子どもオンブズパーソンあて  
公式ホームページ  
QRコード

どんなことでもいいよ  
秘密を守るよ  
お金はかかるないよ

発行：小金井市子ども家庭部児童青少年課  
184-0012 小金井市中町3-9-10 Costa 4階  
TEL: 042-388-4370

**子どもの権利学習がSTART！**

04号 2024.02 オンブズパーソンによる

子どもの権利学習がSTART！

オリジナルワークブック

「小金井市子どもの権利に関する条例を学ぼう！」を使いながら市内全市立小学校6年生の授業に巡回中です！

学校で会ったらせひ声をかけてください！

授業の中身を中面でチラッとご紹介！

小金井市子どもオンブズパーソン相談室  
〒184-0012 小金井市中町3-9-10 Costa 4階  
QRコード

**クイズに挑戦！** ①荷物を口に入れるカバってなーんだ？ ②りっぱなのにいつも踏まれているものってなーんだ？ ③キツネが大きく鳴いて喜びそうな野菜はなーんだ？

答えは最終紙にあるよ

**子どもの権利学習って  
どんなことするの？**

子どもの権利って何だろう？

権利を大切にする、権利を守るってどういうこと？

自分らしく、幸せに生きるために生まれた時から誰でもみんな当たり前に持っているもの

権利が守られているからできること

ゲームをする 疲れた時に休む 友だちとあそぶ 習い事をする  
好きなヘアスタイルにするetc…

子どもにとって大切な5つの権利 ~小金井市子どもの権利に関する条例について~

安心して生きる権利  
自分らしく生きる権利  
ゆたかに育つ権利  
意見を表現する権利  
支援を受ける権利

ワークブック『小金井市子どもの権利に関する条例を学ぼう！』

気持ちが無視されるって…動画を見て考えよう！

みんなのこまつたに答えます！

専門員の推しごと

『子どもの権利セミナー&令和4年度活動報告会』を開催！

小金井なかよし市民まつり

10/14,15の2日間、ブースを出しました。クイズで答えてくれたみなさん、ありがとうございました！！2日目は雨だったけど、声をかけてくれた子どもたちがいてうれしかったです！

本を読みたいなんてステキです！でも勉強との両立悩みますよね。「やることリスト」と「ご褒美時間」を作るはどうでしょうか。今日はここまでやつたらご褒美時間を持ちとぞ、と思うとその時間は本を思い切り読めるようになりますよ。（村井オブズ）

小金井市子どもオンブズパーソン通信 04号

## II-2 子どもの権利学習について

### 1 ワークブックの作成、授業内容の検討

令和4(2022)年9月から令和5(2023)年1月にかけて、東京経済大学現代法学部野村武司教授ゼミナールに依頼し、子どもの権利を子どもが分かりやすく学べるよう学習教材について検討しました。方法としては、まずは小金井市の取組・事業について市職員による講義を行ったのち、テーマやページ内容についてグループごとに検討を重ねていきました。その後、教育委員会指導室にも協力を依頼し、市立本町小学校6年生3クラスに対し、ワークブック案について大学生が自ら教壇に立ち授業を実施、児童からのフィードバックを受けて内容を考えました。

令和5(2023)年4月からは子どもオンブズパーソン会議で、45分間でどのように伝えたら興味を持ってもらえるか、本教材を使用した授業内容について検討を行い授業内容を決定していきました。授業開始後も、子どもや教員からのフィードバックを受けながら授業内容をブラッシュアップしました。

授業実施に当たっては、教育委員会指導室に相談し、校長会で趣旨説明を行い、社会科や道徳、総合の時間などへのゲストティーチャーとして出前講座を受け入れていただきました。授業スタイルとしては、クラス単位を主軸に、学年合同授業としても実施しました。学校の都合に合わせ、同一時間に複数クラスで実施の際は、相談・調査専門員や事務局も登壇し、授業を実施しました。

### 【ワークブック「小金井市子どもの権利に関する条例を知ろう！」】

**みんな権利を持っている（他の権利の確認）**

AさんはBくんに話しかけました。BくんはAさんに「おしゃべりする（Aさんに話す）」を教えてもらいました。

おしゃべりする（AさんやBくんの意見を聞く）のことをAさんたちが知りました。

そこでAさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

**気持ちを伝える方法を考えよう**

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

BくんはAさんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

**気持ちを伝える方法を考えよう**

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

BくんはAさんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

**5 これっていいじめ？**

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

BくんはAさんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

**他の権利侵害について知ろう**

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

BくんはAさんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

**見守る周りの人となろう**

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

BくんはAさんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

AさんはBくんに「AさんとBくんともどちらも意見を述べることができます」と教えてもらいました。

## 2 実施結果

### (1) 対象

全市立小学校6年生（27クラス908人）

### (2) 実施日

令和5年9月6日から令和6年2月1日までの間で、学校希望日時より決定  
計22回（クラス別授業6校、学年合同授業3校）

学校名	学級数	児童数	実施日	授業時間	オンブズ	他講師
小金井第一小学校	3	89	1/31(水)	4時間目（学年合同）	半田	—
小金井第二小学校	2	74	10/13(金)	6時間目（学年合同）	半田	—
小金井第三小学校	4	141	12/8(金)	3時間目	村井	相談員2・事務局1
小金井第四小学校	3	102	11/28(火)	3時間目	村井	相談員1・事務局1
東小学校	3	108	10/3(火)	2・3・4時間目	村井	相談員1・事務局1
前原小学校	3	109	1/30(月)	6時間目（学年合同）	村井	—
本町小学校	3	96	9/6(水)	2・3・4時間目	半田	相談員1・事務局1
緑小学校	3	109	9/20(水)	5時間目	半田	相談員1・事務局1
南小学校	3	80	2/1(木)	1・2・3時間目	半田	事務局1

### (3) 内容

ワークブック「小金井市子どもの権利に関する条例を知ろう！」及び動画「3分でわかる！子どもの権利@小金井」を用いて、①「子どもの権利って何だろう？」②「権利を守る・大切にすることは？」の2テーマについて考える。

### (4) 結果（回答数：児童727人、教員14人）

#### ア 児童アンケート

満足度：4.4点（5点満点）

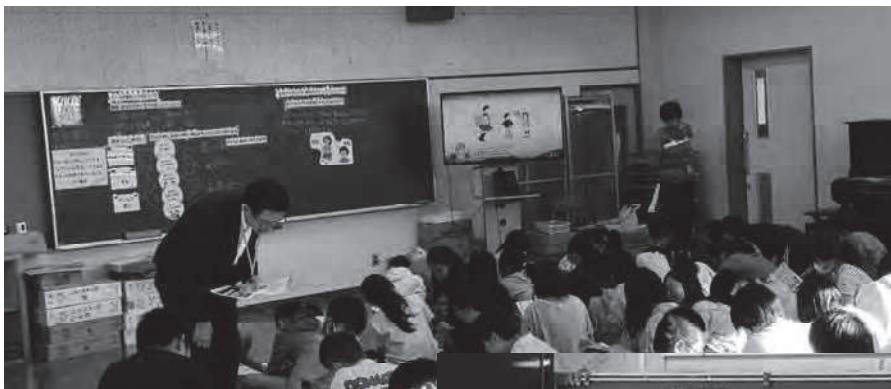
- 理解度：
- ・ 小金井市には「子どもの権利に関する条例」がある 89.4%
  - ・ 「子どもの権利」は「自分らしく、幸せに生きるため」に一人一人が持っているもの 84.3%
  - ・ 何か言われてイヤな気持ちになるのは、気持ちを無視されるから 58.2%
  - ・ 「子どもの権利」は自分だけではなく、相手にある 90.0%

主な感想の傾向：自分に権利があること、他者にも権利があることの気づきや  
今後への活用意欲のほか、小金井市が子どもの権利条例を制定  
していることについて、驚きや好意的な意見を寄せる声もあつた。また、困ったときには子どもオンブズパーソンに相談してもいいと思えたというような意見もあった。

## イ 教職員アンケート

満足度：4. 6点（5点満点）

主な意見の傾向：人権や子どもの権利条例についてじっくり学べる時間があつたこと、動画やワークブックを使った授業形態や、児童に対して受容的態度で行った姿勢を評価いただく声が多く寄せられた。見直し点として、嫌な思い出の振り返りなどはさせない方が良いなどの意見があった。



## II-3 相談活動の状況

### 1 新規相談

新規相談とは、相談者から相談室に寄せられた、新しい内容での最初の相談をいいます。

同一の相談者でも相談期間が重ならず、別件での相談は新規相談としています。

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の状況は以下のとおりです。

#### (1) 令和5年度の新規相談

令和5年度の新規相談件数は57件でした。

##### ア 相談者別・月別内訳

新規相談の相談者別・月別の内訳（構成比）は以下の通りです。

新規相談の57件のうち、子どもからの相談は32件で、おとなからの相談は25件でした。

月別で見ると、12月が一番多く11件で、次に10月の8件でした。子どもからの相談が一番多かった月は12月の6件で、おとなは12月の5件でした。

令和4年度に比べ、子どもからの相談は、51.7%から56.1%と、4.4%増加しました。

表-1 新規相談件数 (単位：件・%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
子ども	令和5年度	3	3	3	0	2	4	4	1	6	2	2	2	32
		(5.3%)	(5.3%)	(5.3%)	(0.0%)	(3.5%)	(7.0%)	(7.0%)	(1.8%)	(10.5%)	(3.5%)	(3.5%)	(3.5%)	(56.1%)
おとな	令和4年度	—	—	—	—	—	3	4	1	6	1	0	0	15
							(10.3%)	(13.7%)	(3.4%)	(20.6%)	(3.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(51.7%)
月別計	令和5年度	2	4	1	2	1	2	4	1	5	2	0	1	25
		(3.5%)	(7.0%)	(1.8%)	(3.5%)	(1.8%)	(3.5%)	(7.0%)	(1.8%)	(8.8%)	(3.5%)	(0.0%)	(1.8%)	(43.8%)
令和4年度	—	—	—	—	—	—	5	1	1	3	2	1	1	14
							(17.2%)	(3.4%)	(3.4%)	(10.3%)	(6.9%)	(3.4%)	(3.4%)	(48.2%)
合計	令和5年度	5	7	4	2	3	6	8	2	11	4	2	3	57
		(8.8%)	(12.3%)	(7.0%)	(3.5%)	(5.3%)	(10.5%)	(14.0%)	(3.5%)	(19.3%)	(7.0%)	(3.5%)	(5.3%)	(100%)
令和4年度	—	—	—	—	—	—	8	5	2	9	3	1	1	29
							(27.5%)	(17.2%)	(6.9%)	(31.0%)	(10.3%)	(3.4%)	(3.4%)	(100%)

・構成比(%)は、小数点第2位以下切捨てのため合計が100とはならないことがあります(以降の図・表も同様です)。

・令和4年度は、令和4年9月に開設したため、7か月の活動でした(以降の図・表も同様です)。

##### イ 相談項目別内訳

相談項目別内訳では、「学校教職員の対応」が15件と最も多く、次に「対人関係」の12件となっています。「心と体の悩み」が7件で、「学校を除く機関・施設の対応」と「家庭・家族」がそれぞれ4件となっています。「自分の考え方・気持ち

を話す場」、「学習・進路」、「子育て」の相談は各3件ずつとなり、相談の項目としては12と多岐にわたっていました。

(単位：件)

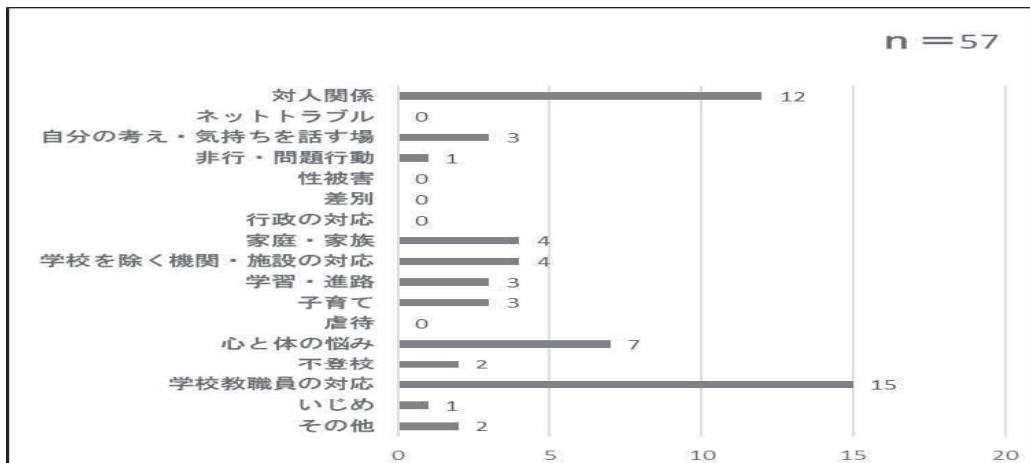


図-1 相談項目の内訳

#### ウ 相談方法別内訳

新規相談の相談方法別では、「電話」が22件（子ども9、おとな13）と最も多く、次に「面談」が18件（子ども12、おとな6）、「メール」が15件（子ども9、おとな6）、「手紙」が2件（子ども2）でした。

令和4年度と比較すると、メールの割合が減り、面談の割合が増加しました。

表-2 相談方法別件数

(単位：件)

		電話	面談	メール	手紙	計
子ども	令和5年度	9	12	9	2	32
	令和4年度	3	5	6	1	15
おとな	令和5年度	13	6	6	0	25
	令和4年度	6	1	7	0	14
合計	令和5年度	22	18	15	2	57
	令和4年度	9	6	13	1	29

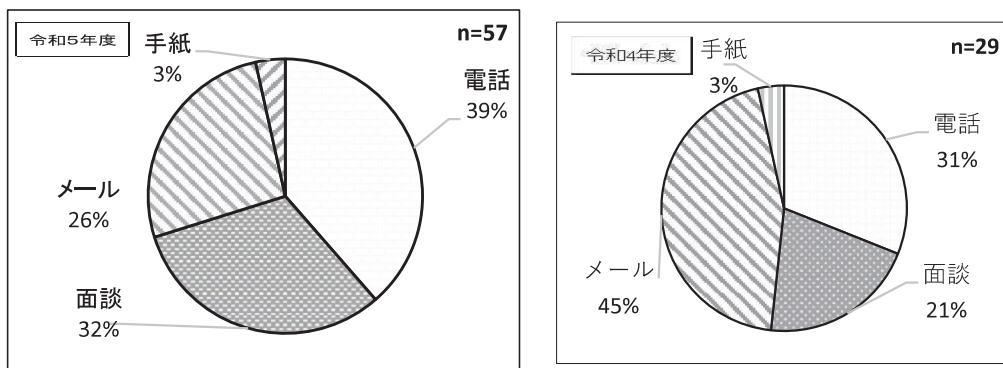
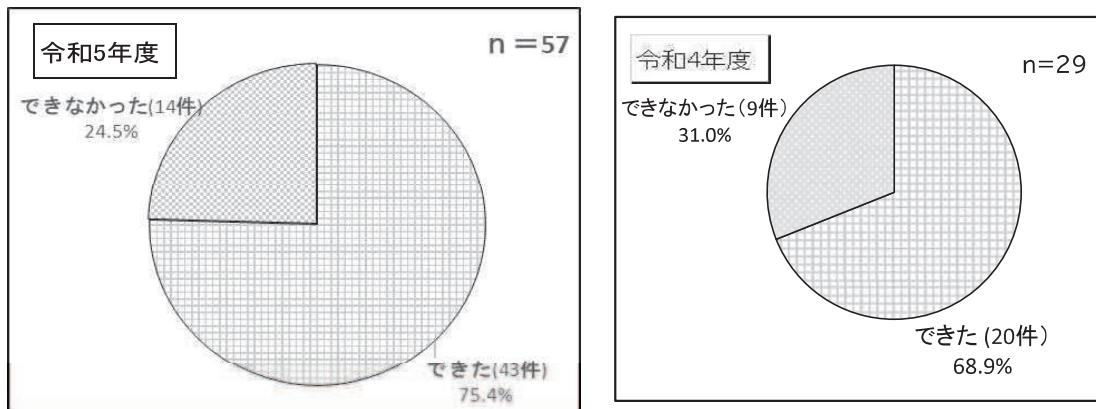


図-2 新規相談の相談方法別割合

## エ 子どもとつながることができた割合

新規相談の57件の中で、子どもと相談室がつながることができた件数は43件で、7割以上は子どもから直接声を聞くことができました。

令和4年度と比較すると、つながることができた割合が、6.5%増加しました。



図－3 子どもとつながることができた割合

## オ 相談の対象となる子どもの所属内訳

相談の対象となる子どもの所属は、「小学校」に在学している子どもに関する相談が32件（56.1%）で最も多く、次に「中学校」15件、「高校世代」は6件、「未就学」も4件の相談がありました。

令和4年度と比べると、中学生以上の相談が大きく増加しました。

表－3 相談対象となる子どもの所属 (単位：件・%)

	未就学	小学校						小学校 学年不明	その他 合計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
令和5年度	4	3	3	6	3	9	8	0		
	(7.0%)	(5.2%)	(5.2%)	(10.5%)	(5.2%)	(15.7%)	(14.0%)	(0.0%)		
令和4年度	2	3	4	1	7	4	1	2		
	(6.8%)	(10.3%)	(13.7%)	(3.4%)	(24.1%)	(13.7%)	(3.4%)	(6.8%)		
令和5年度	中学校			中学校 学年不明	高校			高校世代 学年不明		
	1年	2年	3年		1年	2年	3年			
	9	3	3		0	2	2			
	(15.7%)	(5.2%)	(5.2%)		(0.0%)	(3.5%)	(3.5%)	(0.0%)	(100%)	
令和4年度	0	1	0	0	1	0	1	0	29	
	(0.0%)	(3.4%)	(0.0%)	(0.0%)	(3.4%)	(0.0%)	(3.4%)	(0.0%)	(6.8%)	

## (2) 新規相談者が子どもの場合

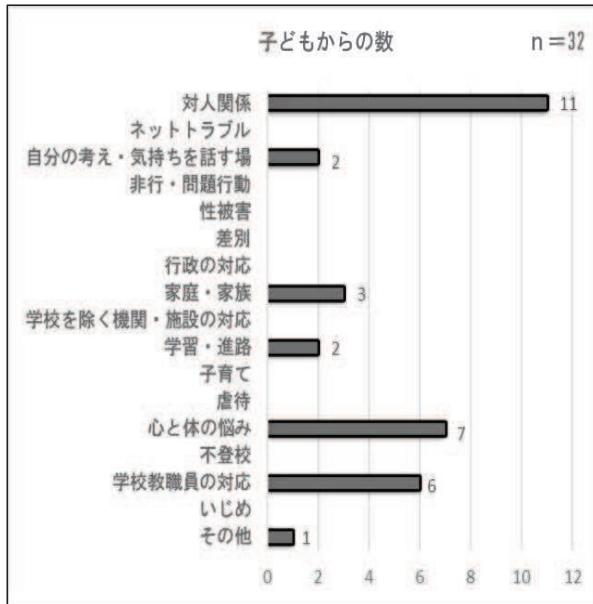
令和5年度の新規相談が子どもだった32件の内訳は下記の通りです。

### ア 相談項目別内訳

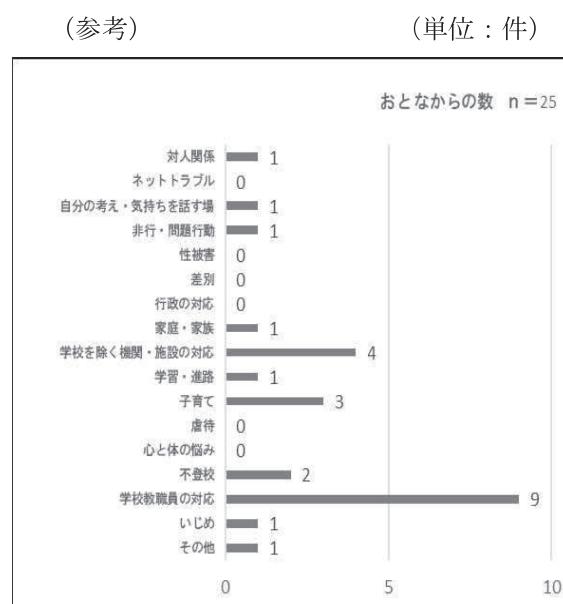
新規相談者が子どもの場合は、「対人関係の悩み」が最も多く11件となってい

ます。次に「心と体の悩み」が7件、「学校教職員の対応」が6件、「家庭・家族」が3件でした。「学習・進路」と「自分の考え方・気持ちを話す場」がそれぞれ2件でした。

(単位：件)



図－4 新規相談者が子どもの場合の相談項目別件数



図－5 新規相談者がおとの場合の項目別件数

#### イ 相談者の学年別内訳

新規相談者が子どもの場合、最も多かったのは小学校5年生で7件、次に中学校1年生で6件でした。子どもの新規相談者のうち、小学校高学年が43.7%、中学校が25.0%、高校世代からの相談は18.7%となっています。

令和4年度と比較すると、中学生以上からの相談が大きく増加しています。

表－4 新規相談者が子どもの場合の子どもの学年など (単位:件・%)

	未就学	小学校						小学校 学年不明	その他	合計
		1年	2年	3年	4年	5年	6年			
令和5年度	0	2	1	1	3	7	4	0		
	(0.0%)	(6.3%)	(3.1%)	(3.1%)	(9.4%)	(21.9%)	(12.5%)	(0.0%)		
令和4年度	0	1	2	1	5	3	0	1		
	(0.0%)	(6.6%)	(13.3%)	(6.6%)	(33.3%)	(20%)	(0.0%)	(6.6%)		
令和5年度	中学校			中学校 学年不明	高校			高校世代 学年不明	その他	合計
	1年	2年	3年		1年	2年	3年			
	6	2	0	0	2	2	0	2	0	32
	(18.8%)	(6.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(6.3%)	(6.3%)	(0.0%)	(6.3%)	(0.0%)	(100%)
令和4年度	0	0	0	0	1	0	1	0	0	15
	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(6.6%)	(0.0%)	(6.6%)	(0.0%)	(0.0%)	(100%)

## 2 活動状況

活動回数とは、子どもオンブズパーソン相談室が相談に対して活動した回数をいいます。新規相談の受付、その後の相談者とのやりとりの他、関係者・関係機関への相談対応、調整、情報収集等が含まれます。

令和5年度の新規相談57件に、令和4年度からの継続件数2件を加えた、59件に対する、令和5年度の活動回数は455回でした。

表－5 月別の新規相談件と活動件数 (単位:件・回)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
新規相談(件)	令和5年度	5	7	4	2	3	6	8	2	11	4	2	3	57
	令和4年度	—	—	—	—	—	8	5	2	9	3	1	1	29
活動(回)	令和5年度	25	38	28	50	34	37	50	25	47	49	39	33	455
	令和4年度	—	—	—	—	—	30	39	20	41	24	31	24	209

### (2) 令和5年度の活動状況

#### ア 対応先別・月別内訳

対応先別の活動回数としては、「おとな」が198回で、子どもが197回、関係機関とは60回となっています。

令和4年度と比べ、子どもに対する活動回数の割合が増加しています。

表－6 月別・対応先別の活動回数 (単位:回)

	子ども		おとな		関係機関		その他		月別計	
	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度
4月	4	—	12	—	9	—	0	—	25	—
5月	19	—	8	—	11	—	0	—	38	—
6月	17	—	3	—	8	—	0	—	28	—
7月	24	—	21	—	5	—	0	—	50	—
8月	20	—	11	—	3	—	0	—	34	—
9月	12	12	22	16	3	2	0	0	37	30
10月	29	14	17	25	4	0	0	0	50	39
11月	11	9	12	10	2	1	0	0	25	20
12月	16	17	29	18	2	6	0	0	47	41
1月	20	10	24	12	5	2	0	0	49	24
2月	10	7	21	15	8	9	0	0	39	31
3月	15	5	18	4	0	5	0	10	33	24
合計	197	74	198	100	60	25	0	10	455	209

(単位:回・%)

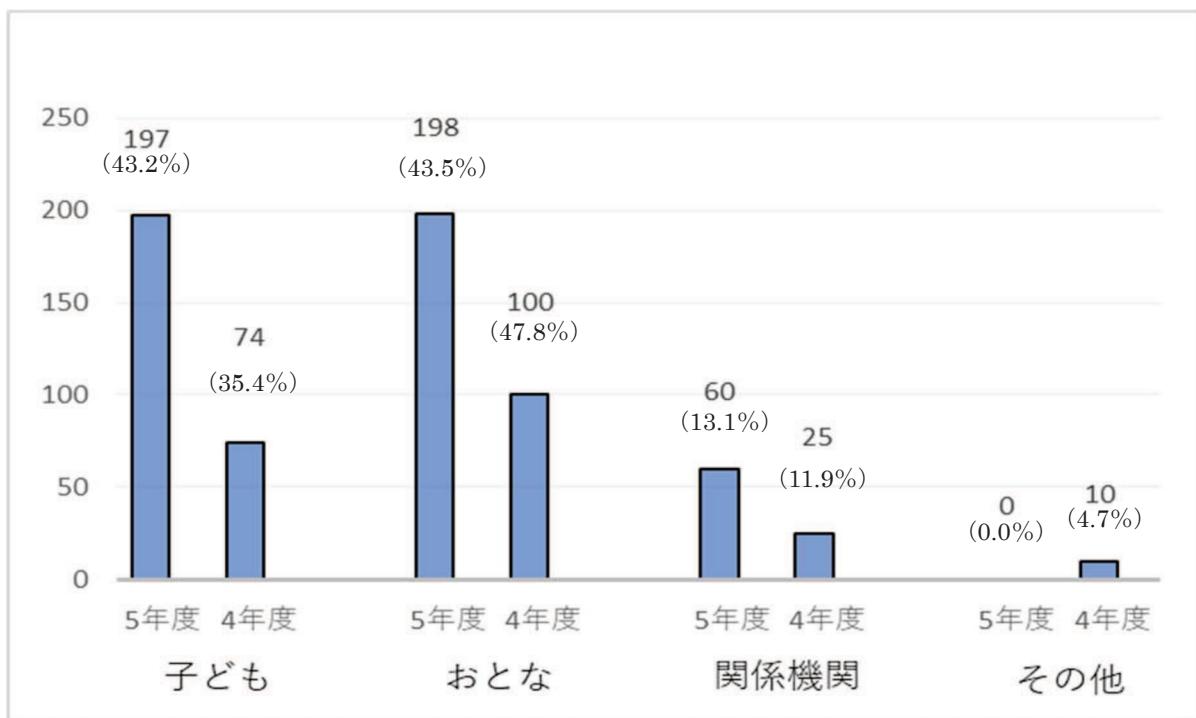


図-6 対応先別の活動回数

#### イ 活動回数別内訳

令和5年度の新規相談件数に令和4年度からの継続件数の2件を加えた59件のうち、1回の活動で終了したケースは17件でしたが、2回以上の活動をしたケースは42件で、全体の71.1%でした。

1件あたりの平均回数としては、令和4年度が7.2回で、令和5年度が7.9回と増加しています。

最も多いのは、2～5回の24件で、31回以上活動したケースも3件ありました。

表-7 活動回数別のケース数 (単位：件)

	活動回数	1回	2～5回	6～10回	11～20回	21～30回	31回以上	合計
ケースの数	令和5年度	17	24	7	4	4	3	59
	令和4年度	8	10	6	3	0	2	29

#### ウ 手段別内訳

令和5年度の手段別活動回数は、「電話」が一番多く242回でした。このうち、子どもが53回で、おとなが143回、関係機関が46回でした。

次に多いのは、「メール」で126回でした。このうち子どもが92回で、おとなが28回、関係機関は6回でした。「面談」では、子どもが47回で、おとなが27回、関係機関が2回でした。令和5年度は、子どもとのやり取りは「メール」や「面談」が多く、おとなは「電話」が多い結果となりました。

関係機関への「訪問」は、6回でした。「手紙」は、子どもとのやり取りが5回でした。

令和4度と比較すると、メールでの活動について、子どもに対する活動が、割合・回数とも大きくなっています。

表－8 手段別活動回数 (単位：回)

		電話	面談	メール	手紙	訪問	その他	計
子ども	令和5年度	53	47	92	5	0	0	197
	令和4年度	21	31	20	2	0	0	74
おとな	令和5年度	143	27	28	0	0	0	198
	令和4年度	40	15	45	0	0	0	100
関係機関	令和5年度	46	2	6	0	6	0	60
	令和4年度	21	0	0	0	4	0	25
その他	令和5年度	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年度	0	0	0	0	0	10	10
合計	令和5年度	242	76	126	5	6	0	455
	令和4年度	82	46	65	2	4	10	209

#### II-4 申立ての状況

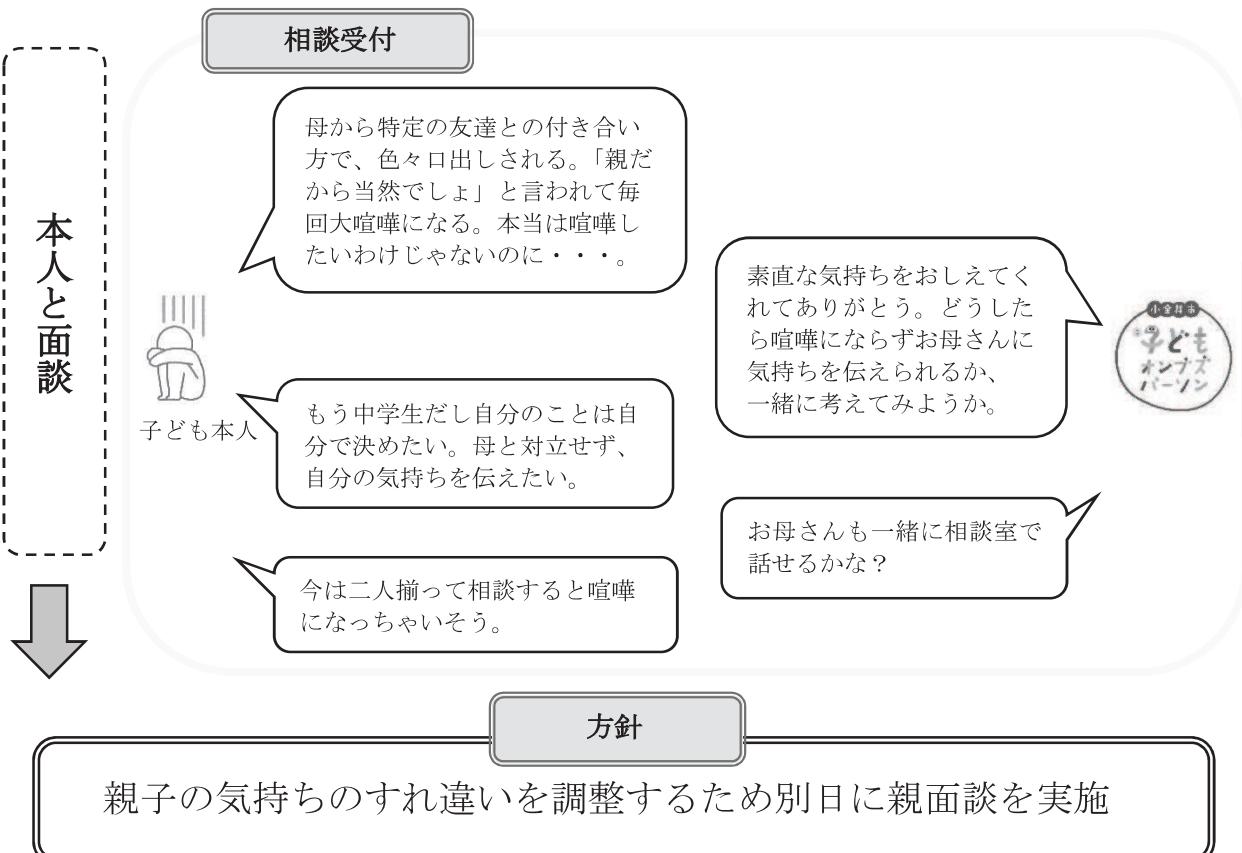
令和5年度、申し立てはありませんでした。

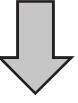
## II-5 事例紹介

※個人が特定できないよう、内容を変更し作成した架空の事例を紹介しています。

### 相談例① 親子間の調整を行ったケース

相談者	本人
子どもの所属	中学生
相談の主な内容	親子関係
初回相談方法	面談
主訴	自分の友達関係について母から注意されて大喧嘩になる。喧嘩にならないよう自分の気持ちを伝えたい。
調整概要	本人が相談室にきて面談。自分のことは自分で考えて決めていきたいと思っているが、母から口出しをされ毎回大喧嘩になってしまうとのことだった。親子が揃うと対立してしまうようだったので、後日母のみと面談。母は子どもを心配しつつも応援したい気持ちもあって声掛けをしており、同時に思春期になった子どもとの関わり方に困り感があるとのことだった。母の気持ちを受け止めつつ子どもの自立したい気持ちを代弁した。母はこれからは本人の気持ちを尊重しながら見守っていきたい、と話した。親面談後本人に電話で母の思いを伝えると、子ども本人も納得した様子であった。また何かあれば相談して欲しいと伝えて終了した。





**別日に親面談**

**面談**

息子はゆっくりタイプ。小学生の時は、気が強い友達とのトラブルで学校を休みがちだった。私が色々調整して、息子はなんとか学校に通っていた。



保護者

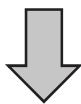
昔の感覚のままで接していた。最近は喧嘩になってしまってどう接していいか困っていた。

今まで親子で頑張ってこられたのですね。



過去のお母様の尽力もあり、現在お子さんは安心して学校生活を送っているんですね。自立したいという気持ちは成長したからこそ。お子さんも喧嘩したいわけではないとのことです。

息子の気持ちがわかってよかったです。本人の気持ちを大事にしながら見守っていきたい。息子自ら相談しに行ったことに驚きと成長を感じる。



**まとめ**

**本人に電話**



子ども本人

そっか、心配して色々と言つてきていたんだ。自分がもう大丈夫なんだってわかつてくれてよかったです。

母が相談室に行って気持ちを聴いてくれたことが嬉しかった。相談してよかったです。

お母さんはずっと心配して、ついたくさん声をかけていたよう。昔の気持ちのまま言いすぎていたかも、と振り返つてくれたよ。

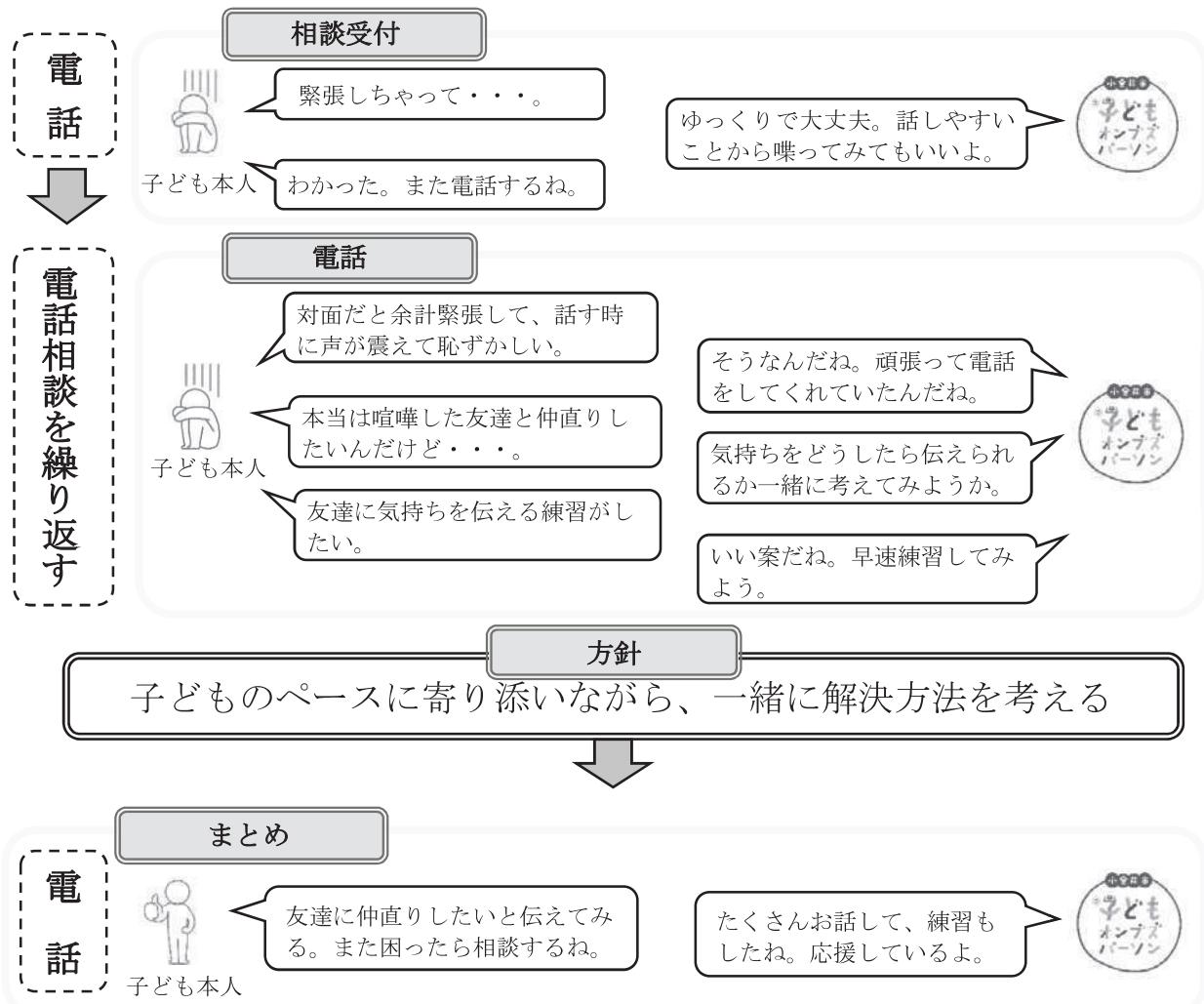


息子の気持ちがわかってよかったです、気持ちを大事にしながら見守っていきたい、とも話していたよ。

親と子どもそれぞれの気持ちに寄り添いながらお互いの気持ちを代弁することで、親子間の橋渡しとなったケース。子どもオンブズパーソンが入ることで自分の気持ちや相手の気持ちを客観視でき、親子の距離間を振り返る機会となつた。

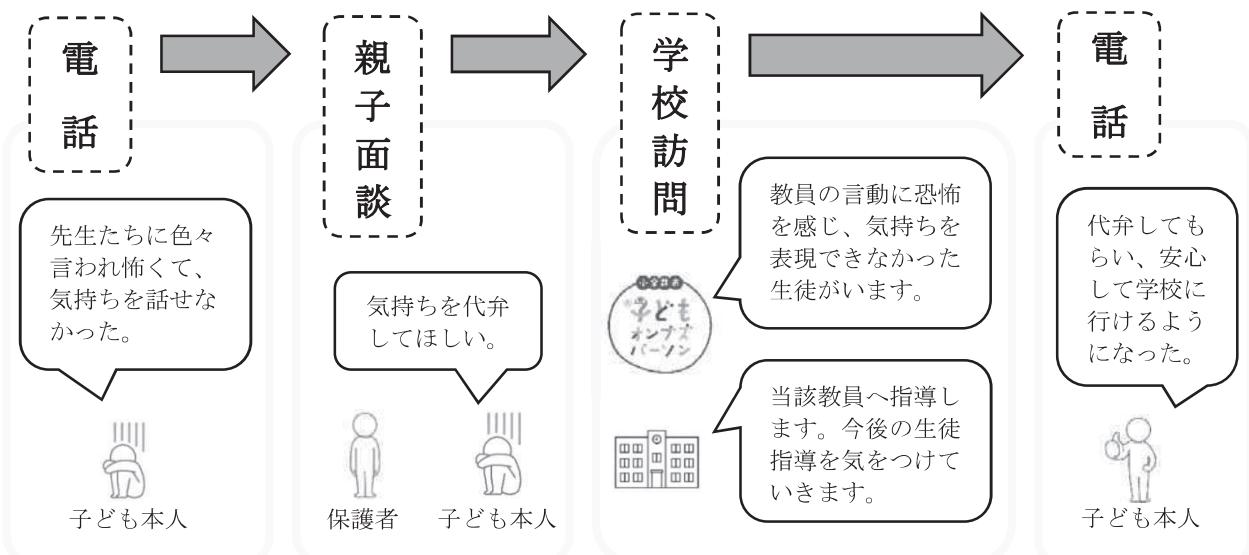
## 相談例② 電話相談を重ね子どもに寄り添ったケース

相談者	本人
子どもの所属	小学生
相談の主な内容	思うように友達に気持ちを伝えられない
初回相談方法	電話
主訴	友達に自分の気持ちを伝えたい。
調整概要	本人から電話相談。最初は言葉が続かず電話が切れることがあったが、相談員は本人のペースに寄り添いつつ声掛けし続けた。雑談を交えたやりとりを数回重ねていくと「対面で話すと緊張して声が震えて恥ずかしい」という困り感が話された。さらに「本当は喧嘩した友達と仲直りがしたい」という思いが吐露され、どうしたら気持ちを伝えられるかを本人と相談員で一緒に話し合った。終盤には気持ちを伝える練習がしたいと本人から申し出があり、友達とのやりとりの練習を数回行った。本人から「たくさん練習したし、友達に仲直りしたいと伝えてみる」と意気込みが話され、相談終了となった。



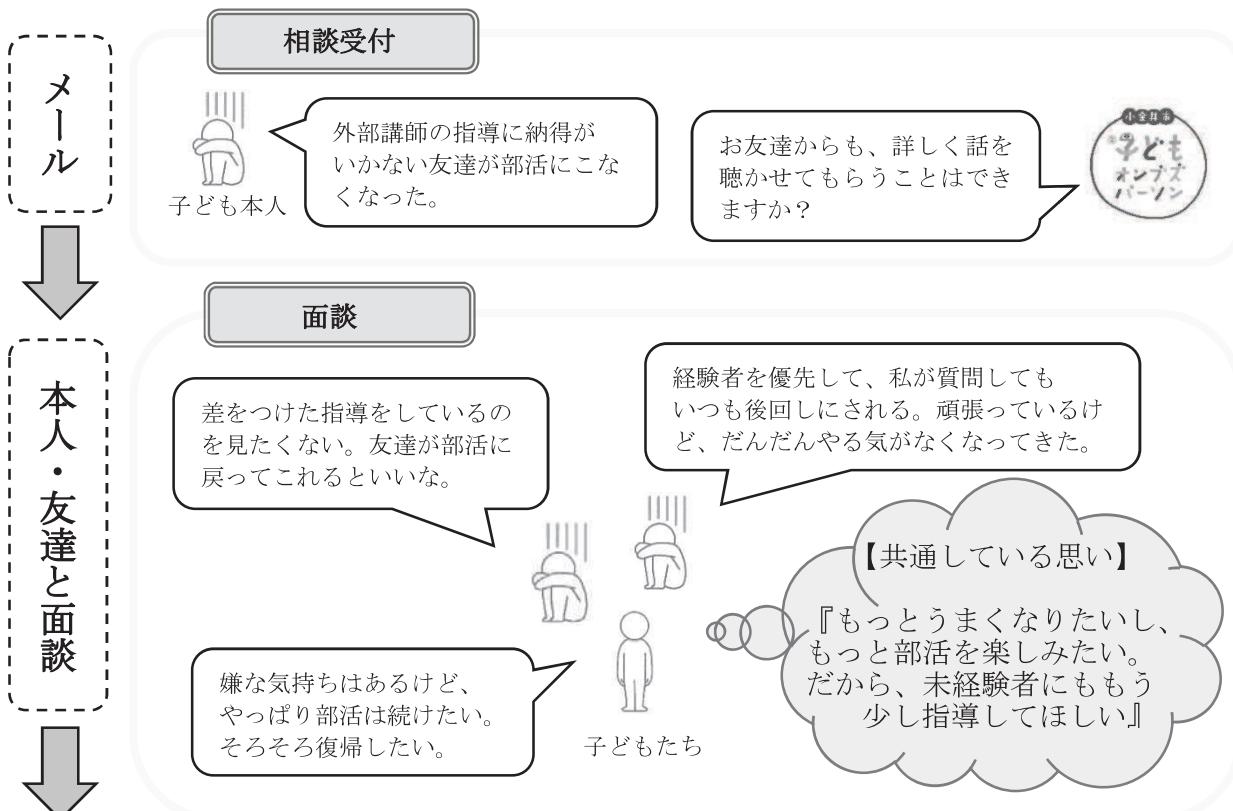
### 相談例③ 学校訪問・調整を行ったケース

相談者	本人
子どもの所属	中学生
相談の主な内容	学校・教職員の対応
初回相談方法	電話
主訴	学校のルールを守らなかつたと、複数の教員から強く問い合わせられた。気持ちが辛くなり学校に行けなくなつた。
調整内容	本人から電話で相談が入る。学校へ薄く色のついたリップクリームをつけていったことで注意を受け、複数の教員から威圧的に「ルール違反だ」と問い合わせられた。一緒にいた友達もかばってくれたが教員の言動が怖くて自分の気持ちを話せなかつた、とのこと。信頼している先生からも問い合わせられることでショックを受け学校を休んでいる、と泣きながら話した。詳細を聞くため、本人・保護者と面談。本人から「ルール違反だと思わなかつた、先生たちの対応に傷ついた、という気持ちを伝えてほしい」という思いが話された。要望を受け、オンブズパーソンと相談員で学校を訪問。校長先生と面談し、生徒指導の状況や教員の言動に恐怖を感じ自分の気持ちを表現できなかつた生徒がいることを伝えた。学校からは、生徒指導の際は複数で対応するということになっているが、子どもの気持ちを聴けていなかつたので当該教員にも指導していく、今後の生徒指導方法を気をつけていく、と返答があつた。
結果	学校訪問後も、子どもオンブズパーソンが学校や先生の状況を確認し見守りを実施。本人からは「気持ちを伝えてもらい安心して学校に行けるようになった」と電話での報告があつた。勇気を出して相談してくれたことをねぎらい、また何かあれば相談して欲しいと伝えて終了した。



## 相談例④ 学校訪問・調整を行ったケース

相談者	本人
子どもの所属	高校生
相談の主な内容	学校・部活の外部講師の対応
初回相談方法	メール
主訴	部活の外部講師が経験者と未経験者で差をつけて指導しており、友達が部活にこなくなってしまった。また皆と一緒に部活をしたい。
調整概要	本人からメールで相談が入る。部活の外部講師がいつも経験者にばかり指導しており、違和感を持った友達2人が部活を休んでいる、とのこと。部活の様子や子どもの気持ちを聞くため、本人と友達2人に来談してもらい面談をおこなった。外部講師や部活復帰に対して、子どもたちの中でも気持ちの温度差があったが、共通している思いは「もっとうまくになりたいし部活を楽しみたいから、未経験者にももう少し指導してほしい」ということだった。子どもたちからその気持ちを学校に伝えてほしい、という要望が出たためオンブズパーソンと相談員で学校を訪問。子どもたちの気持ちを代弁した。その後は学校や子どもたちに電話連絡し、部活の様子について確認。校長から、顧問と外部講師が話し合い指導方法を見直した、との報告があった。子どもたちは、気持ちを伝えてもらって良かったと話し1人は復帰、もう1人は少し様子を見ることだった。引き続き連絡をとりあいながら見守りを実施している。



## 方針

子どもたちの気持ちを伝えるため学校訪問・調整を実施

### 対応①



外部講師の指導に違和感  
があり、部活に行きたく  
ない気持ちの子が複数い  
ます。

外部講師に伝えます。  
顧問と外部講師で話し  
合い、指導方法を見直  
していきます。

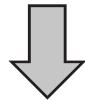


学校訪問 + 電話

### 対応②



電話で外部講師や部活の様子を確認。  
学校より、顧問と外部講師が話し合い  
指導方法を見直した、と報告があつた。



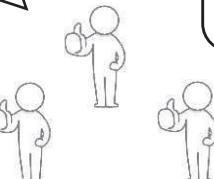
### まとめ

電話

友達が部活に戻ってくれそう  
で嬉しい。また何かあつたら  
オンブズに相談したい。

気持ちを伝えてもらって少  
し安心した。今後外部講師  
や部活がどうなっていくか  
もう少し見ていきたい。

指導方法を見直してもらって  
よかったです。やっぱり部活は続  
けたいし、戻ろうと思う。



子どもたち

子どもたちそれぞれ部活への思いに温度差がありペースが違うので、  
子どもオンブズパーソンは学校の状況について聞き取りを行い、  
子どもたちと連絡をとりあいながら見守りを続けている。

## II-6 令和5年度相談活動のまとめ

### 1 新規相談

子どもオンブズパーソンでは、「子どもが直接相談できる場所」を目指し活動してきました。令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の新規相談件数は57件でした。このうち、子どもからの新規相談は32件で、その内訳は、小学生が18件、中学生が8件、高校世代が6件（学年不明も含む。）でした。

初回の相談方法で特徴的なのは、予約なしの来所面談による相談が全体の3割を占める18件あり、そのうち12件が子どもからの相談だったことです（相談方法別内訳、P26）。

また、月別（表-1、P25）でみると12月、10月、5月の順に相談件数が多く、これは、市内の全小学校・中学校・高校等に子どもの権利サイト開設チラシや啓発カード、機関紙を配布した時期や、2学期から市内公立小学校6年生を対象とした子どもの権利学習を始めたこと、また、いじめ予防授業を実施した時期とおおむね一致しています。

「相談の対象となる子どもの所属内訳（表-3、P27）」でみると、中学生からの相談が、令和4年度は1件で子どもの新規相談全体の3.4%しかいなかったのに対し、令和5年度は15件で新規相談全体の26.1%と、前年度に比べて大きく増えています。この背景には、開設初年度となった令和4年度は特に、小学校で朝礼に参加したり、定期的に啓発カードや機関紙を配布したこと、そして、出前講座を実施した小学校6年生が中学に進級したことに加え、各市立中学校にオンブズBOXを配置したこと、中学生が子どもオンブズパーソンについての情報を目にする機会が増え、中学生世代にも存在が認知され始めたためであると考えられます。

子どもたちが、学校で配布された機関紙や啓発カード、権利学習などを通じて、子どもオンブズパーソンについて知る機会を得ることは、「子どもが直接相談できる場所」としての認知に有効であるといえます。今後も、「困った時には子どもオンブズパーソンに相談してみよう」と思ってもらえるよう、周知方法を工夫しながら子どもオンブズパーソンの普及啓発に努めていきます。

### 2 相談に対する活動状況

子どもオンブズパーソンでは、「子どもを問題解決の主体と捉え、子ども自身の考えを尊重しながら、子どもとともに解決方法を考えること」を相談・救済活動の基本としています。このため、子どもたちには、可能であれば電話やメール、手紙だけではなく、直接話を聞かせてほしいと、働きかけました。

令和5年度において、はじめから子どもとつながることができたのは、「新規相談件数（表-1、P25）」のとおり56.1%でした。おとなからの相談であっても子どもとつながることが望ましい案件には、積極的に子どもにつながるよう対応しています。その結果、子どもとつながることができた割合（図-3、P27）は、新規相

談件数57件のうち43件で、全体の割合も令和4年度の68.9%から6.5%増加し、令和5年度は75.4%と高い割合となりました。

「手段別活動回数（表-8、P31）」において、「面談」での相談は、子どもがおとの活動回数の倍近くとなりました。逆に、「電話」での相談は、おとなの方が多く、活動回数も多くなる傾向が見られました。

また、令和5年度は、子どもに対してメールでの活動が増えたのも特徴です。これは、前述のとおり令和5年度は中学生からの相談が増加したこと、中学生からの相談ツールとしてメールが用いられる傾向にあることなどが、要因として考えられます。

そのほか、令和5年度の活動状況において、「月別の新規相談件数と活動件数（表-5、P29）」を見ると、活動回数が少ない月で25回、多い月で50回と、月によってバラつきはあるものの、すべての月で20回以上となり、新規相談件数の有無に限らず継続的に活動をしました。

### 3 相談内容

令和5年度の相談項目の内訳について（図-4、図-5、P28）のうち、「対人関係」の12件中11件、「自分の気持ちを話す場」の3件中2件、「家庭・家族」の4件中3件、「心と体の悩み」の7件中7件は子どもからの相談でした。また、「学校教職員の対応」の15件中9件、「学校を除く機関・施設の対応」の4件、「子育て」の3件、「不登校」の2件はおとなからの相談でした。子どもからの相談については、令和4年度と同様に対人関係が多いですが、令和5年度は「心と体の悩み」や「自分の意見を話す場」の相談件数が増えるなど多岐にわたる相談が寄せられました。これは、子どもオンブズパーソンが、学校における権利学習などで「何でも相談していいよ。」と、子どもたちに繰り返し声をかけ、丁寧に対応しているためだと思われます。また、おとなからの相談は、令和4年度に引き続き「学校問題」が多い傾向にありました。

### 4 課題など

令和5年度は、中学生からの相談も増え、未就学児の子どもを対象とした相談は4件でした。令和5年度に実施された「小金井市子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果によると、「中学校・高校年代の青少年の本人調査」において「子どもオンブズパーソン」を「言葉は聞いたことがある」までの認知度は36.5%と、啓発活動の効果が一定確認できる一方、「内容もよく知っている」、「知っている」と答えたのは9.5%であり、「就学前児童の保護者調査」においては、13.4%でした。

今後もより一層幅広い年代に「子どもオンブズパーソン」の認知度を高め、「子どもオンブズパーソン相談室」が、子どもたちにとって気軽に相談できる場所であることを知ってもらえるよう、様々な方法で啓発活動を実施していくとともに、子ども自身の気持ちを中心においた相談活動を大切にしていきます。

# おわりに

## ～「言うは易し、行うは難し」の子どもの権利～

令和5年度から、小金井市子どもオンブズパーソンとして、小6の子どもたちを対象に子どもの権利に関する出前授業をしています。授業の中では、「子どもの権利ってなんだろう、権利が守られるってことはどういうことだろう?」というテーマについて話をします。子ども達に子どもの権利について考えてもらうために、「自分らしく生きるために必要な当たり前のものって何かな」と問うと、多くの学校で「ゲームをすること!」という答えが返ってきます。私は、「じゃあ「ゲームをする権利」って、「豊かに育つ権利」に関係する?」「自分らしく生きる権利」に関係する?」等と問い合わせながら、子ども達と一緒に考え、学んでいます。

そんなある日、小6の息子が「なんでゲームの時間制限されないといけないんだよ!」と感情を爆発させました。ゲームを始めるとご飯も食べずにトイレも行かずひたすら没頭してしまう息子。何度も話し合い、一日にゲームをする時間を、アプリを使って設定することにしました。でもその後、アプリを確認しようと携帯を確認したところ、息子が勝手に私の携帯のアプリを消して設定を解除していたことが判明しました。息子に問い合わせたところ、息子は、ゲームの時間が制限されること自体に不満だと逆ギレして冒頭の言葉を発したのです。私は、つい感情的に「話し合って決めたルールでしょ!いい加減にしなさい!」と言ってしまいました。頭では分かっているけど、こっちにも感情があり、子どもへの期待や子どもの将来を案じる気持ちもあるのです。ここで息子のワガママを許しても良いのか、という思いにもなります。

息子とのやりとりの後、子どもの権利に関する授業で話している「ゲームをする権利」のことを思い出しました。そして「さっきのやりとり、子どもの権利的にはもしかしてアウトかもしれない…。」と心がチクリとしました。数時間後、あの感情の爆発はまさに息子の「意見の表明」だったのかもしれない、ちゃんと受け止めようと思うに至り、もう一度息子の気持ちに寄り添いながら、そもそもゲームにルールを設けるのか、ルールを設けるとしたらどうするのか、息子と話し合いをしました。

子ども達に、あなたたちは権利を持っているんだよと伝えることは大切です。しかし、自分自身が当事者として子どもに関わる場面で、子どもが自分と違う意見を表明してきたときに、きちんとおとながそれを真剣に受け止め、対話しながら解決に向かっていくという姿勢を持つことは、おとなにはこれまでの経験や子どもへの期待がある分、決して簡単ではないと実感しています。

大切なことは、子どもとの関わりの中で、おとなが子どもの権利を意識して「これでいいのかな」と一旦立ち止まるということなのかもしれません。ひとりひとりの子どもが子どもの権利を知ること、そして周りのおとながそれを受け止めて意識して行動すること、そのふたつが車の両輪のように作用することが、子どもの権利の保障には必須なのだと思います。そのような意味において、私たちおとなもまた、子どもの権利について知り、学び続けていかなければならないと感じながら、子どもオンブズパーソンとして活動をしています。

子どもオンブズパーソン 村井 朗子



## 卷末資料

---

- 1 小金井市子どもの権利に関する条例
- 2 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例
- 3 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則

# 小金井市子どもの権利に関する条例

平成21年3月12日制定

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 子どもにとって大切な権利（第6条—第11条）

第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障（第12条—第14条）

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第15条）

第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済（第16条）

第6章 雑則（第17条）

### 付則

## 前文

子どもは、愛情をもって自分のことを考え、接してほしいと願っています。子どもは、成長の過程で間違い誤ることもあります。そんなときも、愛情をもって教え導かれ、見守りはぐくまれることで、自分自身のことを大切に思い、安心して成長することができます。

子どもは、自分の意思を伝え、受け止められることを願っています。どんなに小さい子どもでも、自分の意思を伝えようといろいろな方法で表現しています。それらを真剣に受け止めてくれる相手がいることで、他者の意思を受け止め、思いやるように成長することができます。

子どもは、より良い環境で育ち育てられることを願っています。安心して過ごすことができる相手や時間や空間が保障されることで、経験を成長にいかすことができます。自分の言いたいこと、考えていることを自由に表現できる環境が確保されことで、他者の考えに気付くように成長することができます。

このように、子どもは、愛情をもって育てられることで自分の意思を持ち、それを自由に表現できる環境があることで、他者と共に生活していることに気付きます。そして、他者と共に平和な暮らしを創り出すことが大切に思えるように成長することができます。「愛情」「意思」「環境」は密接に関連し合いながら、おとなへと成長していく子どもを支えてい

るので。また、「愛情」「意思」「環境」は、おとな、そして社会全体にとっても必要です。

「愛情」「意思」「環境」が尊重され、安心して生き生きと暮らしていくために、そして「愛情」「意思」「環境」を願い求める子どもの権利が保障される社会にしていくために、ここに条例を制定します。

## 第1章 総則

(条例が目指すこと)

第1条 この条例は、おとなと同じように子どもが権利の主体であるということにもとづいて、子どもにとって大切な権利を、子どもにもおとなにもはっきり分かるようにします。子どもは、その年齢や成長に応じ、おとなのかかわりや子どもどうしおのつかわり合いの中から、互いの権利の尊重、社会での役割や責任などを学び、権利を実現していく力を培っていくのです。子どもが生き、暮らし、活動する場で、市や市民その他の人たちが何をしたらよいかを定めることにより、子どもの権利の保障を図り、すべての子どもが生き生きと健やかに安心して暮らせるまち小金井をつくることを目指します。

(この条例で使われることばの意味、内容)

第2条 この条例で使われている次のことばの意味は、それぞれのことばのあとに説明されているとおりです。

(1) 子ども 18歳未満の市民や市とのかかわりを持っている人

(2) 親等 親と、親にかわって子どもを育てている人

(3) 育ち学ぶ施設 子どもが育ち、学び、入所し、通い、使用する施設

(4) 育ち学ぶ施設の関係者 育ち学ぶ施設をつくった人、管理する人、そこで働く人  
(人権の尊重)

第3条 子どもとおとなは、日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し、命をいつくしむとともに、人を思いやる心を持つように努力します。また、自己の権利だけでなく、他者の権利についても正しく理解し、互いの権利を尊重しなければなりません。

(みんなが果たさなければいけないこと)

第4条 おとなは、子どもが権利の主体であることを見分理解し、その権利を保障するようにしなけ

- ればなりません。
- 2 おとなは、子どもにとって最もためになることを第一に考えて、子どもの年齢と心身の成長にふさわしい支援を行うようにしなければなりません。
  - 3 子どもは、自分が権利の主体として大切にされることと、だれもが同じように権利を持っていることを十分理解した上で、他者を思いやり、互いの権利を尊重しなければなりません。
  - 4 市は、子どもの権利を大切にし、市の計画や事業の中で子どもの権利が守られるようにしなければなりません。

(子どもの権利の普及)

- 第5条 市は、子どもの権利について市民に広く知らせます。そして、子どもの権利について市民の理解を深めるための機会をできるだけたくさんつくります。
- 2 市は、家庭、学校、地域で、子どもが自分や他者の権利についての学習などを積極的に行えるよう、その条件をできるだけ整えます。
  - 3 市は、育ち学ぶ施設の関係者や、広くおとなに対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会などをできるだけ提供します。
  - 4 市は、子どもや市民が子どもの権利についての自主的な学習などを行うとき、できるだけ力を貸してその活動を助けます。

## 第2章 子どもにとって大切な権利

(子どもの大切な権利)

- 第6条 この章に定める権利は、すべての子どもがかけがえのないひとりの人間として生きていくために、特に大切な権利として保障されなければなりません。ただし、年齢や発達に応じて、それにふさわしい配慮がされなければなりません。

(安心して生きる権利)

- 第7条 子どもは、家庭や社会の中で、ひとりの人間として尊重され、安全に、そして愛情に包まれて安心して生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。また、その権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 命が守られ、何ものにもかえられないものとして大切にされること。
- (2) いじめ、差別、暴力を受けず、放っておかれないこと。
- (3) 健康について気づかわれ、適切な医療が受け

られること。

- (4) 愛情と理解をもって大切に育てられ、年齢や成長にふさわしい環境で生活できること。  
(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、その人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 個性や他者との違いが尊重されること。
- (2) プライバシーが守られること。
- (3) 安心できる場所で自分を休ませる時間を持てること。
- (4) 自分の気持ちや思っていることが大切にされ、それをいろいろな方法で表すこと。  
(ゆたかに育つ権利)

第9条 子どもは、いろいろなことを身につけ自分をゆたかにしながら、育つことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵すような行為を行ってはなりません。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (4) 仲間をつくり、何かのために集まること。
- (5) 自然に親しむこと。
- (6) 必要な情報を手に入れたり、利用したりできること。
- (7) 社会に貢献する活動に参加すること。  
(意見を表明する権利)

第10条 子どもは、自分と関係が深いことがらについて、自分の考えや意見をはっきり表すことができます。そのためには、主に次の権利が保障されなければなりません。ただし、権利を使うことによって、他者の権利を侵したり、信用を傷つけたり、公の秩序に反してはなりません。

- (1) 考えや意見を十分に表すことのできる機会が大切にされること。
- (2) 考えや意見が、その人の年齢や成長にふさわしい形で尊重されること。  
(支援を受ける権利)

第11条 子どもは、困ったり、つらい気持ちになったりしたとき、また、他者に迷惑をかけたとき、市や周りの人たちから、適切な支援を受けること

ができます。

### 第3章 家庭、育ち学ぶ施設および地域における子どもの権利の保障

#### (家庭での子どもの権利の保障)

第12条 親等は、子どもの健やかな成長のために、最も重い責任と義務を負っています。

2 親等は、育てている子どもが権利を主張したり、使ったりするとき、子どもがどれくらいできるか、どれくらい成長しているかをよく考えて、助言をし、教え導くなど、支援する必要があります。その際、親等は、子どもにとって最もためになることを第一に考えなければなりません。

3 親等は、育てている子どもに対して、虐待など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

4 親等は、子どもを育てることに関して、市から必要な情報や支援を受けることができます。

#### (育ち学ぶ施設での子どもの権利の保障)

第13条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの権利を保障しながら、子どもが自分自身の力で、育ったり、学んだりできるよう支援しなければなりません。その際、育ち学ぶ施設の関係者の責任において、子どもにとって最もためになることを第一に考えるものとします。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、障がいのある子どもに配慮し、その子どもができる限り力を出せるよう、適切な支援を行わなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、その施設で事故などがおこらないようにいつも心がけるとともに、子どもの安心と安全のための体制を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

4 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに対して、虐待や体罰など、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

5 育ち学ぶ施設の関係者は、育ちや学びに関する情報をできるだけ提供するとともに、施設での活動について子どもや市民に説明する責任を果たさなければなりません。

6 育ち学ぶ施設の関係者は、子ども本人に関する書類などを、適切に管理し取り扱わなければなりません。

7 育ち学ぶ施設の関係者は、親等、市、関係機関、関係団体と、互いに連絡し協力し合い、子どもの権利が保障されるよう努力しなければなりません。

#### (地域での子どもの権利の保障)

第14条 市民は、地域の中で、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長できるよう努力しなければなりません。

2 市民は、地域の中で、子どもにとって安心かつ安全な環境を整え、それを保つよう努力しなければなりません。

3 市民は、地域の中で、子どもが地域の一員として参加できる機会をつくり、参加のための手助けをするよう努力しなければなりません。

4 市民は、第1項から第3項までのことを行うに当たって、親等、市、育ち学ぶ施設の関係者、関係機関および関係団体と互いに連絡し協力し合うよう努力しなければなりません。

### 第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

第15条 市は、子どもの権利が保障され、それがいかされるまちが、市民にとってやさしいまちであるという考えにもとづいて、まちづくりを行うよう努力します。

2 市は、子どもが市政などに対して持つ考え方や思いを反映させる機会をつくるよう努力します。また、市がつくった育ち学ぶ施設や子どもが利用する施設などで、子どもの意見がいかされるよう、子どもの参加の機会をつくるよう努力します。

3 市は、子どもに関する市の計画や対策が総合的に行われるよう、市の組織を整えます。

### 第5章 子どもの権利の侵害に関する相談と救済

第16条 子どもや親等は、市に対し、子どもの権利の侵害について相談し、または権利の侵害から救われるよう求めることができます。

2 市は、子どもの権利の侵害に関する相談について速やかに対応します。

3 市は、子どもや親等から救済を求められたとき、または子どもを救う必要があると判断したときは、適切な措置をとります。その際には、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合います。

### 第6章 雜則

第17条 この条例に定めるもののほかに必要な事項は、市長および教育委員会等が定めます。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行します。

# 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例

令和4年2月17日制定  
(設置)

第1条 小金井市子どもの権利に関する条例（平成21年条例第11号）第16条の規定に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に取り組み、もって子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるため、市長の附属機関として、小金井市子どもオンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳未満の者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。
- (2) 市の機関 市の執行機関をいう。

（職務の内容）

第3条 オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告等を行うこと。
- (3) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

（オンブズパーソン）

第4条 オンブズパーソンの定数は、3人以内とする。

- 2 オンブズパーソンは、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 オンブズパーソンの任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、後任のオンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行う。

（解雇）

第5条 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又はオンブズパーソンに職務上の義務違反その他オンブ

ズパーソンとしてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解雇することができる。

- 2 オンブズパーソンは、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解雇されることはない。  
（兼職の禁止）

第6条 オンブズパーソンは、衆議院議員もしくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員もしくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

- 2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、公正かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職業等と兼ねることができない。

（代表オンブズパーソン）

第7条 オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソン1人を置き、オンブズパーソンの互選により定める。

- 2 代表オンブズパーソンは、オンブズパーソンを代表し、会議を総理する。
- 3 代表オンブズパーソンに事故があるとき、又は代表オンブズパーソンが欠けたときは、オンブズパーソンのうちから代表オンブズパーソンがあらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（オンブズパーソンの責務）

第8条 オンブズパーソンは、職務を行うに当たっては、子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番良い方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。

- 2 オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害の早期発見及び予防に努めなければならない。
- 3 オンブズパーソンは、専門性のある立場から公正に職務を遂行しなければならない。
- 4 オンブズパーソンは、関係する市の機関等と連携し、及び協力し、職務の円滑な遂行に努めなければならない。
- 5 オンブズパーソンは、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければならぬ。
- 6 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
- 7 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市の機関の責務)

第9条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

(全ての人の責務)

第10条 何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

(相談及び申立て)

第11条 何人も、オンブズパーソンに対し、全ての子どもの権利の侵害に関する事項について相談し、又は侵害を取り除くための申立てをすることができる。

2 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあつた場合は、相談に応じ、又は申立てを受けなければならぬ。

3 オンブズパーソンは、相談又は申立てがあつた事項が次の各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(1) 市内に住所を有する子どもに係る事項

(2) 市外に住所を有する子どもに係る事項であつて、相談又は申立ての原因となつた事実が市内で生じたもの

4 オンブズパーソンは、相談又は申立ての継続支援過程においてその対象となる者が子どもに該当しなくなつた場合は、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。

(調査)

第12条 オンブズパーソンは、申立てに係る事項について調査をするものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

(1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事案又は裁判所において係争中の事案もしくは法律に基づき不服申立ての審理中の事案に関する申立てであるとき。

(2) 議会に請願又は陳情を行つてゐる事案であるとき。

(3) オンブズパーソンの行為に関する申立てであるとき。

(4) 第3項の同意が得られないとき。ただし、同項ただし書の規定によるときを除く。

(5) 重大な虚偽が含まれているものであるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、調査をすること

が明らかに適当でないとき。

2 オンブズパーソンは、前項に定めるもののほか、子どもが子どもの権利の侵害を受けていると認めるとときは、自己の発意をもつて当該権利の侵害の事実について調査をすることができる。

3 オンブズパーソンは、申立てが当該申立てに係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合及び前項の規定による調査を行う場合は、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況を考慮し、オンブズパーソンがその必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 オンブズパーソンは、第1項ただし書の規定により調査をしない場合は、申立てを行つた者（以下「申立人」という。）に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

5 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門機関に対し、分析、調査又は鑑定等を依頼することができる。

(調査の中止等)

第13条 オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、前条第1項各号のいずれかに該当することとなつたときは、調査を一時中止し、又は打ち切ることができる。

2 オンブズパーソンは、調査を一時中止し、又は打ち切ったときは、その旨の理由を付して、申立人又は前条第3項の規定により同意を得た者（以下「申立人等」という。）及び次条第1項の規定により通知した市の機関又は第15条第1項後段の規定により通知した市の機関以外のものに対し、速やかに通知しなければならない。

(市の機関に対する調査等)

第14条 オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を開始するときは、当該市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、又は実地調査をすること（以下「事実確認等」という。）ができる。

3 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整（以下「調整」という。）を行うものとする。

4 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関に対し、速やかに通知するものとする。ただし、調査又は調整の結果、第16条第4項の規定により通知する場合は、この限りでない。

5 事実確認等を求められた市の機関は、その要求等に対して適切に対応しなければならない。

(市の機関以外のものに対する調査等)

第15条 オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、必要な限度において、事実確認等について協力を求めることができる。この場合において、調査を開始するときは、オンブズパーソンは、当該市の機関以外のものに対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対し、調整について協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等及び市の機関以外のものに対し、速やかに通知するものとする。

(市の機関に対する勧告等)

第16条 オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くために必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正その他必要な措置を講ずるよう勧告又は意見表明（以下「勧告等」という。）をすることができる。

2 オンブズパーソンは、前項の規定により市の機関に勧告等をしたときは、当該市の機関に対し、是正その他必要な措置状況について、相当の期限を付して報告を求めるものとする。

3 市の機関は、第1項の規定による勧告等を受けたときは、これを尊重し、是正等の措置を講ずるとともに、指定された期限内にオンブズパーソンに報告しなければならない。この場合において、是正等の措置を講ずることができない特別な理由があるときは、理由を付して報告しなければならない。

4 オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告等をしたとき、及び前項の規定による報告があつたときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

5 オンブズパーソンは、子どもの最善の利益を図

るために必要があると認めるときは、勧告等及び第3項の規定による報告の内容について公表するよう市長に求めることができる。

6 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、市民に公表するものとし、公表に当たっては、個人情報の保護について十分な配慮をしなければならない。

(市の機関以外のものに対する要請等)

第17条 オンブズパーソンは、市の機関以外のものが事実確認等もしくは調整に係る協力の求めに応じないとき、又は調整に協力したにもかかわらず特別な理由なく是正のための取組を行っていないと認められるときは、市長に対し、当該市の機関以外のものに対してこれらの求めに応じ、もしくは是正その他必要な措置を講ずるよう要請又は意見表明（以下「要請等」という。）を行うよう求めることができる。

2 市長は、前項の規定による求めがあつたときは、市の機関以外のものに対し、要請等を行うものとする。

3 要請等を受けた市の機関以外のものは、適切に対応するよう努めるとともに、当該要請等への対応状況について、可能な限り市長に報告するよう努めるものとする。

4 市長は、前項の規定による報告があつたときは、その内容をオンブズパーソンに報告するものとする。

5 オンブズパーソンは、第1項の規定により市長に要請等を行うよう求めたとき、及び前項の規定により市長から報告があつたときは、その内容を申立人等に速やかに通知しなければならない。

(活動状況の報告)

第18条 オンブズパーソンは、毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに市民に公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第11条から第18条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正) 略

# 小金井市子どもオンブズパーソン設置条例施行規則

令和4年3月31日制定  
改正 令和4年8月30日

## (趣旨)

第1条 この規則は、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例（令和4年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例の例による。

2 条例第2条第1号の規則で定める者は、年齢が18歳又は19歳の者で、次に掲げるものをいう。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校もしくは中等教育学校又はこれらに準ずる学校に在学している者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設又はこれらに準ずる施設に入所している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

## (オンブズパーソンの会議)

第3条 条例第7条第2項の会議は、代表オンブズパーソンが招集する。

2 会議は、非公開とする。

3 会議の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## (申立て)

第4条 条例第11条第1項の規定による申立ては、オンブズパーソンに申立書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の規定により申立てを口頭で行う場合は、オンブズパーソンは、申立ての内容を口頭申立記録書（様式第2号）に記録するものとする。

## (調査をしない旨の通知)

第5条 条例第12条第4項の規定による通知は、調査対象外通知書（様式第3号）により行うものとする。ただし、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

## (調査の中止等の通知)

第6条 条例第13条第2項の規定による通知は、調査中止通知書（様式第4号）により行うものとする。ただし、申立人等に通知する場合であって、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

## (調査の実施)

第7条 条例第14条第1項及び第15条第1項の規定による通知は、調査実施通知書（様式第5号）により行うものとする。

## (処理経過等の申立てに対する通知)

第8条 条例第14条第4項、第15条第3項、第16条第4項及び第17条第5項の規定による申立てに対する通知は、処理経過等通知書（様式第6号）により行うものとする。ただし、申立人等が他の方法による通知を希望するときは、これによらないことができる。

## (結果の通知)

第9条 条例第14条第4項の規定による市の機関に対する通知及び第15条第3項の規定による市の機関以外のものに対する通知は、調査結果通知書（様式第7号）により行うものとする。

## (勧告等の通知等)

第10条 条例第16条第1項の勧告等は、勧告・意見表明通知書（様式第8号）により行うものとする。

## (是正その他必要な措置についての報告)

第11条 条例第16条第3項及び第17条第3項の規定による報告は、是正その他必要な措置状況についての報告書（様式第9号）により行うものとする。

## (公表)

第12条 条例第16条第6項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 小金井市公式条例（昭和25年条例第11号） 第2条第2項に規定する掲示場への掲示

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、効果的に周知できる方法

## (要請等の求め)

第13条 条例第17条第1項の要請等の求めは、要請・意見表明要求書（様式第10号）により行うものとする。

## (要請等の通知)

第14条 条例第17条第2項の要請等は、要請・意見表明通知書（様式第11号）により行うものとする。

## (相談・調査専門員)

第15条 オンブズパーソンの職務の遂行を補助するため、相談・調査専門員を置く。

## (身分証明書)

第16条 オンブズパーソン及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書（様式第12号）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

## (公印)

第17条 オンブズパーソンの公印の名称、ひな型番号、書体、寸法、材質、ひな型、用途及び個数は、別表に定めるところによる。

2 前項の公印は、児童青少年課長が管掌する。

3 第1項の公印の取扱い等については、小金井市公印規則（昭和59年規則第8号）の例による。

## (庶務)

第18条 オンブズパーソンの庶務は、子ども家庭部児童青少年課において処理する。

## (その他)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 付 則

### (施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4条から第14条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、別に規則で定める日から施行する。

### 付 則（令和4年8月30日）

この規則は、公布の日から施行する。



小金井市子どもオンブズパーソン 令和5(2023)年度活動報告書

令和6年(2024)年7月 発行

〒184-0012 東京都小金井市中町三丁目9番10号 Costa4階  
TEL 042-316-1770(事務局) メール s050699@koganei-shi.jp

こがねいし

小金井市

× こどもの権利けんり



## こどもオンブズパーソン おうわんぼうほん 相談方法



子どもの権利を実現する

## 小金井市

こども  
オンブズ  
バーソン



小金井市子どもオンブズバーソン相談室

〒184-0012 小金井市中町3-9-10 Costa 4階

小金井市 子どもオンブズ

